

令和3年白川町議会第1回臨時会会議録

1. 応招年月日 令和3年6月28日(月) 午前10時00分 白川町役場 議場
2. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名者の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 再議第1号 発議第3号白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決の再議について
3. 出席議員 1番 服部圭子君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 嶋田有康君、 6番 渡邊昌俊君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君
4. 欠席議員 なし(全員出席)
5. 説明のために出席した者の職氏名
 - 町長 横家敏昭君、 副町長 佐伯正貴君、
 - 教育長 鈴木雅史君、 総務課長 安江章君、
 - 企画課長 長尾弘巳君、 町民課長 藤井勝則君、
 - 保健福祉課長 三宅正仁君、 農林課長 藤井寿弘君、
 - 建設環境課長 藤井充宏君、 教育課長 大岩裕樹君、
 - 会計管理者 今井健吾君
6. 職務のために出席した者
 - 事務局長 加藤博史君、 書記 藤澤優貴子君、
 - 書記 今井寧菜君
7. 会議の経過
 - (議長 9番 今井昌平君)
 - 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
 - 議長 ただいまから令和3年白川町議会第1回臨時会を開会します。
 - 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 加藤博史君)
 - 事務局長 令和3年6月18日、第2回定例会閉会以降の諸般の報告をした。
 - 議長 ただちに本日の会議を開きます。
 - ◇日程第1 会議録署名者の指名
 - 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
 - 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 梅田みつよ君、4番 藤井宏之君を指名します。
 - ◇日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 お諮りします。
 今回の臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。
- ◇日程第3 再議第1号 発議第3号白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決の再議の件について
- 議 長 日程第3 再議第1号「発議第3号 白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決の再議の件について」を議題とします。
 6月17日に議決した、発議第3号「白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決」は、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。
 町長から、再議に付した説明を求めます。横家町長。
 (町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 説明の前に先程議長さんからお話のありました人命救助の件につきましてご説明をさせていただきます。土曜日でございましたけれども、夕方家族の方から、行方不明ということが消防団の方へ連絡が入りまして、早束手配をしたわけですが、その晩、9時10時頃までいろんな手配をしたわけですが見つからず、昨日1日捜索をし、消防団は朝4時から出動をお願いしたわけでございます。そして、今日は6時から消防団の皆さんと、そして地元の皆さんがご出動いただきました。つい1時間半くらい前に無事発見という状況になりまして、まだ消防団の皆さん、地域の皆さんはその場で解散がまだされない状態でしたけれども、戻ってまいったところでございます。とりあえずご無事であったということをご報告するものでございます。
 それでは、再議第1号につきまして説明を申し上げます。
- 町 長 再議第1号「発議第3号 白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決の再議の件について」議案及び再議に付した理由を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (なお、質疑は町長が再議に付した理由に対するものに限り、また、質疑は1人につき3回までとします。)
 はい、3番。
 (3番 梅田みつよ君)
- 3 番 議長より発言を許されましたので、質疑をさせていただきます。
 現在コロナの時代になりワクチンが普及してきたとは言え、まだまだこの

情勢は続きます。集団での行動はもちろん大事でございますが、個々での活動も重要になってきました。そういった観点から、質問にさせていただきます。質問項目が多くございます。しっかり1つずつ質問をしていきますので、よろしく願いいたします。質問が16ございます。しっかりと聞き取っていただけますようお願いいたします。

まず1つ目。この再議をかけるにあたって、再議そのものについて町長はじめ執行部局は、十分な議論をされたのでしょうか。なぜならば、この通告文を見る限り再議について十分な知識と理解が欠如していると思ったからです。この再議の重みを十分に理解して、判断に至ったのか、その点について伺いをいたします。

2つ目。こちら委員会は、十分な時間をかけたと判断しております。仮に十分時間をかけたとしても、これは議員全員の賛同を得られる性質のものではないと思っております。あくまでも努めるものとするべき議論であります。会議に出席してもいないのに、議論拙速、議論がなされていないと言われることに違和感があります。なぜなら一方で、いまだに前議会事務局長は、議事録作成をやりきらず人事異動に至ったからです。その後事務局に出勤されておらず、議事録の仕事は放置したままと聞いております。もしそれが本当ならば、議会事務局の機能不全に繋がっていると思います。町長は人事で、6月人事で、町政に影響はないと説明をされましたが、これは十分に影響が出ている状況ではないでしょうか。つまり、執行部局として、全ての協議内容を議事録や論点、そういったものを十分精査していない状態で再議を出されたのではないかという点でございます。

そしてもう1点は、もしそうであるならば、逆に伺いますが、執行部の言う拙速でないということは、どのような内容で、どのような時間をかけて、どのようなやり方であれば拙速ではないという基準の根拠を、今後のために明確にお聞かせください。

3つ目。コロナ禍でのスピード感を高まっております。時間は何にも代えがたいものです。この委員会は1回の会議に集中して、深く追求し、誠心誠意をもってこれに取り組んでまいりました。一部議員と記されていたので敢えて言いますが、一部議員は睡眠時間を削って懸命にこれに時間をかけました。町長と今回の反対者は、更に時間をかけるべきと言いますが、そういう方々は同じ時間を共有していない人です。パソコンの作業は複数では行えません。これを踏まえてお聞きいたしますが、何人でどのぐらいの作業でどのぐらいの時間をかけると、それはどのような効果があるのか、その根拠をお聞かせください。

4つ目。行政のおごりについて。議員が時間をかけて議論した内容を議論拙速で町民の意見を聞かず、理解が得られないと記者に発言されました。そうであれば町長はじめ執行部はかなり町民と議論をして、町民の理解が得られているということだと思います。しかし、果たしてそうでしょうか。例として、名簿1つとっても、町民が納得して理解が得られていると本当に言えるのでしょうか。代表で選ばれた議員の思いが理解できないのに、どのように町民の思いを理解しているのか。町民の中での行政の考え方に疑問を持っている人の声はあります。行政の皆さんが努力していないと思っておりますが、そこに行政のおごりはないのでしょうか。

5つ目。地方自治法第222条において、以前から議論がありましたが、予算措置が講じられないとありました。本当に講じることができないのは、条例がないことにあります。今回その条例をつくり、可決制定したにもかかわらず、できないということには納得できません。副町長との話し合いの結果を受け、発議内容の設定金額を3万円から1万円に譲歩し身を切ることを決め、上程をいたしました。月9人で9万円、年間108万円です。それは、町政に本当に多大な影響を与え、町民の不利益につながると思っているのでしょうか。そして、それに対しての説明は「金額の問題ではない。予算措置は町民の理解が得られないから講じられない。」との理由でございましたが、一体どこがどのように理解が得られないのか。わかりやすく説明を求めるとともに、これは議員に対するいじめや差別、議会に対する圧力ではないかという点についても伺いたします。

6つ目。前回の会議の中で、町長の発言の中に町の財政は本当は30億だ。交付金を取りに行くと60億になっているだけだ。町単体での収入は10億だ。そのように発言されました。では、それは、貧乏な町の議員は、勉強もさせていただけない。そういう意味で捉えてよろしかったでしょうか。

7つ目。議員は基本条例をつくることで、今まで以上に議員として資質向上に努め、広報広聴活動や町政への監視や町政への理解を深めることが規定されています。しかし、それをするための実質的な経費はございません。一生懸命活動したくても、今のまま行くと議員としてではなく、人として健全な生活ができなくなります。前回、副町長の話で、行政職員も倫理規定があるとしました。その目的の中に、学びとしての経費や投資は一切ないのか。行政職員の全てが自前で自主勉強をして、自主的資金から学んでいるとしたら、それは本当に素晴らしい体制だとは思いますが、そんなふうに組織や人は成り立つものではないと思っております。最初から投資もされずにルールだけ厳しく、経費はないから専門の知識や技術は独学で、そのように聞こえ

ました。私たちはその中で使命感と責任感と向上性をもってやると言うのであれば、それはどのように取り組めばよいのかお聞きしたいです。

8 個目。再議ではない他の方法の模索について、時間をかければ1つの物事をじっくりと審議できる時間が増えることは理解いたします。先般開催した補正予算の審査委員会ではいかがだったでしょうか。質問した際に、その予算説明をしっかりとできないものがあったと思います。それは執行部局も認めましたので、付帯意見を出ささせていただきました。議論拙速だと思える内容が散見されましたが、この予算を止めて町民の不利益があってはならないとして、賛成多数で可決いたしました。町長や執行機関は同様に、この条例を先に原稿をお見せしました。度々、このような場合はこうしてほしい。この点を注意したらどうだ。そういったご意見をいただきながら、この条例に参画していただいたと思っておりましたが、それは協議ではなかったのでしょうか。それを協議でなかったとしたら、こちらが真剣にそれを受け止め、それに基づいて3万円から1万円にするなど、そういった努力をさせていただきました。それを協議が全くなかったとおっしゃるのは、こちらの誠意をバカにしていたんじゃないか、そのように思っております。

9 個目。町長自ら議員であったにもかかわらず、議会活動や議員活動への理解が感じられない再議でございました。その点についてどう思うでしょうか。

10 個目。この質問から町長は公職者の役目である、地方自治にある、弱者への寄り添いが著しく欠如しているのではないのでしょうか。議員に対してこのような態度であれば、町民に対しては同様ではございませんか。大きい声だけを聞いて、少数の挑戦する機会を奪っているのではないのでしょうか。何事も失敗はするかもしれないが、勇気をもってチャレンジする意欲を奪っていないのでしょうか。少数、弱者への寄り添いがなく、失敗を恐れているのは町長自身ではないのでしょうか。新しい学びを得ようとする、新しい取り組みをしようとするのは、そんなにいけないことでしょうか。

11 個目。それぞれ議員は町民が選んだ代表者です。議員必携には、議員の職責として、議員の一言一句は住民の意見であり、住民からの声であるというふうに示されています。同時に、質問や質疑、討論は住民の疑問であり、意見です。ですから、表決において、私達が投じる1票1票は、住民の立場に立っての真剣な1票です。今回、私たちは、アンケート結果を大変ありがたく受け止めております。それには、議員の資質を向上する、そういった求める声が多々ありました。多様な議員の立場を理解して下さる意見があったと、そういうふうに受け止めております。それに応えるべく活動が

できるように整えていくためには、基本条例だけでなく、政務活動費の条例も2つセットで提案させていただきました。町長はそれを支援する立場にあるのではないのでしょうか。支援しないという、その根拠は何でしょうか。

12個目。議会事務局長の人事異動について伺います。行政は課長職を議会事務局長に人事するのが慣例となっております。この度、5月末で退職した課長の人事に伴い、議会事務局長の異動となりました。この退職がわかっていたにもかかわらず、4月人事ではなく、6月人事でした。それもコロナワクチンの接種が開始した大切な時期にもかかわらず、町長はそれを認めました。それについて、町民の方から厳しい意見が寄せられております。それはそれとして、議会事務局長の異動が行われた件については、私たちは、その異動の話をも5月27日に通告されました。私たちは今まで積み重ねてきた局長との日々と、そして局長への信頼、そしてこの条例にかける想いを共有してきました。それなのに、たった3日でそれはリセットされました。それは議長が承認したからと理由をつけられましたが、議長には選択肢すらありませんでした。ほぼ事後報告であったというふうに聞いております。もちろん議員は相談がございませんでした。人事異動の慣例というのは理解しておりますが、今新しい事務局長と1からやり直し、条例についても1から説明をしているところです。これまでの思いや深みは当然ご存知ないわけで、私たちの苦労は増しました。それを何事もなかったかのように、執行部との協議だとか議論拙速だとか、議会が言われる所以はどこにあるのでしょうか。そして議会タブレット端末についても、新しい事務局長が、「それは改選後でもいいでしょう。」ということを行いました。議会の組織として、このようなことが起きていることに、人事異動した町長に責任はないのか。町民はそんなことになっているとはご存知ないので、改めて今ご説明をさせていただいたところで、組織の役員を変えるというのは、どんな小さな単位でもしっかりと話し合いが行われるべきで、議員にはそれを考える権利すらない状態でした。事務局がしていただける作業も全て議員が行ったというふうになっております。そうしてこの再議をかける事態となったことも、町長の議会軽視の思いが招いたものではなかったのでしょうか。その点についてわかりやすい説明を求めます。

13個目。パブリックコメントが取れていない、そのように全協で発言がありました。では、このパブリックコメントについては、そのように十分な機能を果たしているのかという点です。最近においては、すでにでき上がった方針や指針について、最後に町民に聞く形となっており、本当に町民の声を反映できる仕組みになっていないことが議論されていることはご存知でし

ようか。しかも、白川町のパブコメに至っては、6次総に至っては7件、そのうち私の所属する団体から5件を占めます。福祉総合計画に至っては3件、この3件は私が所属する団体からのみでございます。一方で、私達が前回行ったアンケートは307件の回答を得ております。21日から実施し25日で一旦閉めました。そして25日に再びアンケートを発信し、その後100件の伸びを見せました。28日に最終的に閉めました。これによって件数が増えたにもかかわらず、そのアンケートの中身の比率の推移は大きく変化がなかったことを分析結果として得られました。何回も解答できた点については、回答者への配慮でございます。最小の経費で最大の効果を上げるためでございます。ここまでを前提として、では再議内容にあるそのアンケート結果について信用性がないという回答は回答してくださった住民を信用していないというふうに解釈されます。それはあまりにも住民軽視ではないでしょうか。そうではないとしたら、その理由について再度お答えをいただきたいです。

14個目。再議の内容で町長の方から、この1ページの下から4行目、『「同じ人が何度でも回答できるアンケートはおかしいのではないか、設問の仕方が意図的であり、偏りを招くのではないか」といった多くの声がある』というふうに書いてあります。きっと多くの声というのがおっしゃる通り多くあったに違いないというふうに思っておりますが、それはどのような信用性のある方法で、多くとは何件で、それはどのような世代の方にお聞きになり、どのように意見聴取がなされたのか、その点をお聞かせください。

15個目。自治の根幹は住民の福祉の増進です。行政だけでなく、議員もその使命を負っています。政務活動は、その目的を果たすために私たちが努力すべきことを基本条例に挙げ、その目的を果たしていくために議員が必要とする経費をこのたび条例として申し出たものです。町長は議員の1人1人が勉強して、住民の声を専門的知識をもって聞き、そうした様々な社会の情勢や住民の声を拾い上げてくれる議員を1人でも増やそうとは思いませんか。また、それを町政に生かそうとは思いませんか。それは町長や行政のためではない、すなわち住民のために生かされることだとそうは思いませんか。過去の政務活動費の問われ方、使われ方、有り様には確かに反省点があります。しかし、私を含め発議に至った議員は、そういった費用を使ったことはございませんし、これまでの政治家の犯した不信につながるような活動に使うつもりはございません。そのために、内規でしっかりと規則を定めました。その内規はしっかりご覧いただいたのでしょうか。本当に理解をされたのであれば、反対する本当の理由ってというのは一体何でしょうか。

16 個目。現在町長は議員との懇談を避けている。そのように感じております。なぜならば、今年度の議会は議会要望を3回にわたり行いました。その議員の思いを聞こうとする姿勢はあったのでしょうか。私の記憶する限り、その要望書は議員個人の意見だと無視した上、回答もありませんでした。しばらく待った後、議員から執行部へ回答書を要望しました。そしてようやく回答がなされ、それには執行部からの説明はなく、回答書は机にポンと置かれていただけでした。私たち議員が一生懸命町民の思いに寄り添って、そして一生懸命書いたその要望書の回答が机にポンです。それには情けなく涙が出ました。私たち議員は私たちのために要望書を書いたではありません。その涙は町民の涙だと思います。住民への回答を代表で受け取った者としては、いかにも残念でした。町長が議員を避けている理由は定かではないが、町長自身は今期で町政をやめるからといって、私たち議員も全ての議員が今期で総辞職するわけではございません。町民に選んでいただければ、再びここに立ちます。町長はご引退されるにあたり、次の町政で必ず反映されるに限らないのに、来年度にしたらどうかと示されるその意思について、それに一体どのような根拠があるのでしょうか。もちろん私たちは今回、可決に至らなくても、この場に再び選ばれることができれば、諦めずに請願をしていくつもりです。それについても現職議員のこの思いが詰まった条例がの可決を、わざわざ再議にかけても、それを無視して、自分が退職すればそれで終わりと思っているのでしょうか。それともこれに大義名分があるのであれば、その理由をお聞かせください。以上でございます。

○ 議 長 質疑が終わりました。答弁をお願いします。はい、町長。

○ 町 長 それでは、私の思い等を述べさせていただくわけでございますけども、趣旨においては先程理由を述べたそのものでございます。私への質問という項目がございましたので、私の答えられる範囲でお答えさせていただきます。ちょっと途中順番が狂うかもしれませんがお願いをしたいと思います。

まず職員の配置につきましては、前々からコロナワクチンの接種状況が進む中で某職員が退職をするという願いが出ておりまして、それを3月に退職をするというのを、コロナワクチンの先が見えるまでお願いをしたいということで、こちらから退職予定日を延期させていただいたものでございます。そんな中で、今回はいろいろな兼ね合わせの中での配置になります。その中で私は今回、議会事務局長に任命した人物というのは、職員の中でも最も優秀な人物であるというふうに認識をしております。彼ばかりではなく、議会事務局というのは、当然いろんな面で優秀でなければいけない、全てのことに知識をもっていなければいけないとの思いの中で、議会事務局長になって

いただく方というのは、そういう方を選定しております。事実そういった方というのは、過去においても助役などに出世しておられる状況でございます、彼を推薦したことについて誤りはないというふうに感じておるものでございます。それからもう一つ。予算でなぜ認めないという話でございますけれども、私どもは、議会基本条例はいいことだということで賛成ですよ、とお話をさせていただいたわけでございます。その中で、議会基本条例を他の地域の議会基本条例を真似して作ったんだというお話でございましたが、あえて言うならば、やっぱり白川町独自の本当に町民のため、議会のためとした議会基本条例になるといいなという思いはございます。

我々が予算を立てる状況や要望などについて、ちょっと長い話になりますけれども、説明を申し上げます。我々はその年の予算を立てますのは、12月に予算の計画を作るわけですが、その前に、各自治協議会長さんを通じてその地域の要望等が当然挙がってきます。挙がってきた要望に優先順位をつけながら協議をして、予算を樹立するわけでございます。当然、その予算は希望だけでありませんので、その収入はどこから得るのか、それが第一条件でございます。それを踏まえて、国県とも協議をしながら予算ができ、その予算を1月に作成し、2月に皆さん方に協議をお願いする、そういった流れでございまして、そして、議会を通った予算につきましては、4月に入りまして、自治協議会長会、そして自治会長会議において、皆さん方から出た要望につきましてはこういう対応をさせていただきましたよ、という説明を申し上げるものでございます。今年も、コロナ禍もございましてWEBを利用させていただき4月の初めに開催させていただいた会議へ、今年に限って正副の議長さんに自治協議会長会からぜひ出席をしていただくようにという話がございまして、正副議長さんにも出席をいただいた訳でございます。その席で自治協議会の中からも正副の議長さんにいろいろな要望も出ていたようでございまして、それについて今度の6月の定例会の中で議会活性化委員会等として発表させていただくというような答弁もういただいているように感じておるものでございます。もう一つでございますけれども、今回、この事項につきましては私どもの独断で云々ということではなくして、先ほどWEBのアンケートであるとかいろいろな話が出ました。もう少し私どもが一番接する地域の代表の皆さんである自治協議会長さん方とも、こういう案件でございましてどうでしょうかというようなお話をさせていただいて、ご意見をうかがっているものでございます。そして予算編成について先ほどちょっと触れましたが、なぜこの時期に補正を組まなければならない、政務調査費の補正を組まなければならないのか、という大きな疑問を皆さん方が協議にお見え

になる折に相談をさせていただいたわけでございます。その中で、どんどんどんどん内容が変わってくる、3万円があったり、1万円になったりとか、こういう条件というのは、本当に話し合っておみえになるのかということ非常に疑問に思ったものですし、もし私どもはそういう条件の中で、この条例について可とした場合、町民の皆さんから批判を受けるのは私どもでございます。そんな思いの中で、今回再議という方向にさせていただいたものでございます。あと補足等につきましては課長あるいは副町長の方から説明を申し上げるものでございます。

○ 議 長 はい、副町長。

○ 副 町 長 たくさんありましたのでしっかり答えられるかどうかわかりませんので、もし漏れがございましたら、また質問をお願いしたいと思います。

まず1点目の再議の重み、中で議論をしたかという点でございますけれども、執行部側としましては課長会議の中で今回の再議に至る経緯、町長の思いなどの話をして、今回は再議を行うというところに至ったものでございます。2番目については、町長がお答えになられましたので、3番目の一体どれだけ時間をかければ、早急ではないかということでございますけれども、これは私の意見になってしまうかもしれませんが、実際に時間をかけてたくさんやればいいとは思っておりませんが、今回のものにつきましては私は直接、正副議長さんとお話をしたので、いろんなことをお話をさせていただきましたけれども、実際に執行部側に中身を出されたのは協議会の時が1回でございます。その時に、質問をいくつかさせていただきましたが、中には納得のいくものではなかったものもあったかと思っております。ですので、どれだけかければこれが十分協議がされたということについては特に決め手はございませんけれども、もうそういった中で私どもの協議は少なかったのではないかというふうに思っております。

それから4つ目の点ですが、アンケートも若干触れたかと思っておりますけれども、アンケートはまた総務課長の方から説明させていただきます。町民の議論がされていない点ではこれ以外のところでもあるのではないかというご意見ではなかったかと思っておりますけれども、確かに全ての町の事業についてすべからく住民の意見を聞いて行っているものではございませんが、特に昨今いろんな事業が入っておりまして、学校統合にしましても、役場の移転にしましても、県の事業にはなりますが堤防の関係ですね、そういったものにつきましても、全ての方が今は行政が言ってくればOKという雰囲気では昔と違ってないというのは確かに実情です。中にはいろんなご意見を持った方がおみえになりますし、それをしっかり声に出されている方が確かに増えてきたという感じ

は受けております。が、執行部としましては、最大の、一番の私たちの仕事が住民の福祉でございますので、他の意図をもってやっている事業はないと認識をしておりますが、その中で私たちが行っていく事業については説明し、中にはどうしても納得いかない方もあるかもしれませんけれども、そういった中で進めておるといふ状況でございます。

5つ目、222条の問題でしたね。3万円から1万円に下げられた時点で、私の意見があったので、というお話がございました。これは定例会の間でも申し上げましたが、私は1万円なら了承しますと言った覚えはございません。3万円というのは金額がどうかというお話はさせていただきました。その根拠についての説明をいただきたいというお話もさせていただきました。定例会の議題が挙がってくる1週間以内だったと思いますが、朝私が執務をしたら机の上に1枚の紙が置いてございました。4人の議員の方の連名で3万円の算出根拠という紙が置いてございました。それは何だったのかなと今思います。そのときは3万円ということでしたよね。でしたので当日の朝、突然に1万円に減らされた議案の差し替えをされるなんてことは、本当に驚いたところでございました。

実際に全体では108万円で町の財政に影響を及ぼすのか、住民の福祉に影響を及ぼすのかというお話がございましたが、実際問題、金額云々で私は高いので反対ですと言った覚えはございませんし、活動交付金が不足するその議員さんの数の中でのものなら他の方法もないんじゃないですかという提案をさせていただきました。

実際に今、予算で組んでおります研修の負担金、研修の旅費、そういったものについても提案の説明の中には、議員は年間に1回しか行けないというようなことも書いてございましたが、私どもはそんな制限をした覚えもございませんし、これはあくまでも議会の中のお話だったかなと思いますが、実際に必要ならば、それだけの研修負担金であり研修の旅費であり、そういったものを組む必要はあろうかと思っておりますので、そういったもので今の資質の向上に係る研修費については措置ができるのではないかというようなご提案もさせていただいたことがございます。

それから、町長が30億の収入というお話された6点目のことですがけれども、これは一番初めに話をされた時に議会費は一般会計の何%というお話がございましたので、そのものについてはそれぞれの市町村で一般会計の持つ意味合いも違いますし、私どもは実際は30億円程度の考えられる財源にプラスして国庫補助なり県補助金なり、いろんな制度を活用し、有利でございます過疎債、辺地債等の起債も活用し、その中で事業を行うために財源を確

保しておるといような意味合いで説明されたかと思えます。決して自主財源が少ないので議員さんには勉強をしてもらっては困るといような考えは毛頭もっておりませんのでお願いいたします。

それから7番目、住民の意見を聞くことでしたが、行政の職員は自前で研修に行っておるかといようなご意見もあったかと思えます。実際に職員は予算でお示しをしておりますように職員研修費という事業がございますのでその中で必要な旅費、それから受講に伴います負担金等も組ませていただいたところでございます。それ以外に、個々の中で自分の職務上でない部分の研修に行っている職員もあろうかと思えますが、昨今は極力職員の研修については、費用を負担するようにしておりますので予算措置はしております。私は蘇原公民館に2年おりましたが、その時には蘇原と黒川と佐見の公民館で、県の研修に月1回ずつ公民館のコーディネーターという研修がございましたので、3人で相談して1年間通ったことがございます。そういった中で、職員から報告はありませんが、実際には、そういった勉強をしている職員もあろうかと思えます。中には英会話の関係ですとか、そういったことも自習で勉強している職員もおりますし、すべてがこちらに挙がっているわけではございませんのでわかりませんが、職員については研修費は、予算のなかで組んでおる状況でございます。

それから8つ目の条例の協議が、十分私の方で案を示されて説明されたのではないかという点でございましたけれども、この点については、先ほど申しましたように協議会で初めて全員の場合でお示しをされて説明をされたという点でございます。それ以前に私は何案か、案の段階で2案か3案くらいでしたかね、いただいたりして見せていただいておりますし、実際の規則、それからマニュアル、マニュアルといいますか何ですかね、何か内規的なものですかね、そういったものの案を作られておったのは、承知はしております。その中について、こと細かに質問をしたこともございませんので、中身がこれでいいのかどうかというところもございますが、実際に、今回のこの条例の方向性としましては、交付金を個々の議員さんに交付をするという内容の条例でございますので、条例の中には規則に委任する項目が1項目入っております。規則については、案は見せていただきましたけれども、その中で本当にこの規則でいいものかどうかということは、まだ議論をしておりますのでここでは説明はいたしません。いたしません、基本的には町長側から交付金という形で議員個々に予算を執行していくという形の一般の補助金・交付金の中の仕組みでやっていく必要があるかなと思っておりますので、規則については、本来は町長側の規則になるのかなという思いもしております。

した。

それから、9番目のところは、町長の思いなので飛ばさせていただいて、10番目でしたね。10番目の弱者への寄り添いの部分と、チャレンジをせっかくなしよとされているのに、その気をなくすというようなご質問であったかと思えます。決して新しい取り組みをされることを否定するものではございませんし、議員協議会等でもお話をしましたが、交付金自体についての制度自体を私どもは否定をするつもりはございません。ただ、今回問題にしておりますのは、明確な私たちを納得させる回答ができなかった、なぜこの時期なのか、あと住民の方にこういった内容の交付金を出すことの周知をされたところが少し、少ないのではないかとといった点で、早急という言葉を使っていたかと思っております。チャレンジすることについては、私ども職員もいろんな事業の中で、本当に採算が取れるかどうかわからないような町おこしの事業もございまして、そういった中で予算委員会の中ではいつもその採算性でありますとか、計画性でありますとか、そういったところの議論をされた中で進めておりますので、これは私どもからも新しい取り組みについてはチャレンジすることは議会としても認めていただきたい部分は多いと、逆に思っておりますので、お願いしたいと思えます。

それから11番目。議員さんの一言一句は住民の声とは十分に理解はしております。皆さんは選挙で選ばれておりますので、これは町長ももちろん同じでございまして、町長も住民の方から信任を受けて選ばれた首長であるという認識でございまして。私ども、私以下の職員は議会の選任を受けて、特に教育長と私は承認を受けて職務についておりますけれども、職員については町長の任命で仕事をしておるという状況でございまして。ここもアンケートの結果が少しありましたので、アンケートについて、また後ほどお願いをしますが、確かにアンケートの数は見せていただいております。その数はかなりの数があったことは認識をしておりますので、その点についてはちょっと後からまた総務課長の方から説明させていただきます。

12番の人事案件は、先ほど町長が述べられた冒頭の部分と同じですので、差し控えさせていただきます。アンケート以外で13番のところではアンケートもございまして、パブコメの話もございましたので、パブコメについては確かに、若干、形式上になってるところがございまして、こちらも例えば案の段階ですね、各それぞれの案の段階でお出しをすることは確かに少ないものですから、出てきた結果ですとか、そういったところの状況を出すことが多いかと思えます。基本的には各種の計画等についてはパブリックコメントを行っておりますけれども、各市町村パブコメをやっておられますが、

中身を見ると、本当に質疑のまるきりないものもあり、かというと、結構たくさん質問が寄せられているものもある、ということでございますけれども、制作の過程でというお話がございましたので、パブコメについては確かに制作過程で1回、例えばもう少し待ってからもう1回あるようなことも必要かなということは認識をいたしました。

あと14番はお願いをして、15番の先ほどの話は、議員の経費としての資質向上に関わる勉強の部分、研修の部分でございましたが、先ほどの内規の話もございましたので、先ほど回答させていただいた通りでございます。

16番は町長のお話なので、私は回答を控えさせていただきまして、総務課長の方からアンケートの関係だけ回答させていただきますのでよろしくをお願いします。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 私の方は13番目、14番目の回答になろうかと思えますけれども、まずは307件のアンケート結果があったということで、どの程度重複があるかは別としまして、真剣にご回答くださった方の意見は、当然、尊重されるべきものであるということは認識をいたしております。その上で、何度でも回答できるアンケートはおかしい、議会アンケートが意図的ではないかというのは、そうした声が実際に役場の方に寄せられましたので、そのままを記載をさせていただいたものでございます。

意図的と指摘を受けた箇所として一番多かったのは、4点目の質問、政務活動費3万円程度の交付を検討していますという問いの中で、「交付制度はあっても良いと思いますか」の質問の前に、参考として、大阪市、名古屋市議会年600万円、岐阜県議会年396万円、岐阜市議会年180万円、白川村月1万円、年12万円、岐阜県内の市町村では白川村以外なしと記述されておられます。なぜここで、大阪や名古屋の高額の事例なのか、郡上市、関市、飛騨市の政務活動費は確か月1万円だったと思えますけれども、なぜこうした情報が記載をしないのか。この参考の書き方が、月3万円が決して高くないですよというイメージづくりではないかと、この記述の仕方に、違和感を感じた方が1番多かったようでございます。アンケートについて寄せられた疑問は他にも多くありますけれども、この件がおかしいという方が1番多くございました。それから議会アンケートについて、多くの疑問の声があることは事実でございますけれども、正確な件数まで把握している状況ではございません。具体的な数字をお示しするとすれば、私が役場で受けた電話は4件、個人的に私の携帯などへ連絡があった件数が8件でございます。件数の積み上げはしておりませんが、町長、副町長、教育長また役場の課

長クラスのところにも同じような話が何件かあったというふうに聞いておりますし、役場職員の多くが今回のアンケートについて疑問の声を上げておりますのでトータルとしては決して少ない数だとは認識をしていない、そんなところでございます。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 私の答弁が落ちておりましたので、答弁をさせていただきます。9番目にあります私が元議員であって、この件についてどう思うかということでございますが、議会基本条例につきましては、もう大賛成でございます。この前の協議会あるいは先におきまして、お話をさせていただいたとおりです。私どもの議員のときにも、これをつくるという動きもあったわけでございますが、ただその当時と違ったことは、他にどこもつくっていなかったものですから、北海道の栗山だとかそういったところへ視察に行ったりとか、そのような形の中で始めたわけでございますけれども、本当に議員の質を向上するためにという意味合いにおいて、もう少し私どもが討議したときは、議員がやらなければいけない事項を考えたわけでございます。と言うのは、もう少し町民の皆さんへの議会活動の報告というものを義務づけをしなきゃいけないという思いもしたわけです。そういったこともありまして、必要性は十分に認識をしておりますし、これに対して何ら皆さん方のそういった思いに対しては賛同し、応援をするものでございます。

それから議会政務活動費は、当然これとかかわってくるわけでございますが、私は議会政務活動費というのは、もう少し突き詰めていけば議員報酬にもつながってくる話だというふうに考えております。私が町長になる前におきましては、合併破綻ということで、町長、あるいは議員の皆さんの定数を削減し、そして報酬を大きく下げた経緯がございます。ずっとそれが十数年続いてきたわけですがけれども、その中で、私が町長になりました折に議会の皆様方から報酬をあげる必要があるのではないかというご意見をいただきました。私も無論そうですねと、要するに今の報酬は近隣の町村と比べてどうかという思いの中で初めて報酬審議会の開催をさせていただきました。その審議会の開催を受けまして、議員定数の話だとか、いろんな話が出ましたけれども、報酬を上げるという形で答申をいただきました。そして、3役につきましても報酬を上げるようにという答申でございました。そこで議会にお諮りをいたしまして議会議員の報酬は上げさせていただきましたけれども、私ども3役につきましては、財政事情もよくわかってくるものですから、今回は控えさせていただきますという経過は、皆様のご承知のとおりでございます。その中で議員の皆さんは、協議の中では賛成できたんですが、採決

になったときに服部議員は報酬を上げることに反対をされました。そして、次の、つい去年でございます、議会から要望がありまして議員の報酬を上げるようにということでございましたので、私どもとしては、報酬審議会を開催させていただきました。その審議会の折に、前回議員さんは報酬を上げているから、今度は3役を上げるべきだというお話をいただきました。私は任期が迫っておる状況の中で上げる必要はないという風に議員の皆さんには、答弁を申し上げたわけでございますけれども、いろんな兼ね合わせもありまして、去年の当初の議会におきまして、上げさせていただいたわけでございますが、その中の意見の中で無論反対をされた議員さんもおみえになりますし、そしてもう少し住民の意見を聞くべきだという意見がでました。そういったことも踏まえて私どもは今回、政務調査費の住民意見ということを大きく参考にしたいという形しております。私は政務調査費につきましても、当然設けるべきであり、そして額も1万円ではなくもっと上げるべきだと認識しております。ただ、その時期について再度お願いをしたいということで、今回再議にかけたわけでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○ 議 長 はい、3番。

○ 3 番 回答はいただきましたけれども、その中で回答が不十分だなというふうに感じたところについても、お聞きしていきたいと思いますが、まず、コロナワクチンの接種が始まったところで、町長の答弁の中で、接種が今コロナの体制を頑張らなきゃいけないので退職を延期していただいた。その兼ね合いの中で人事異動した。今の事務局長は優秀で、全ての知識を持っている推薦したことに誤りはないという答弁でございましたけれども、こちらが申し上げているのは事務局長が優秀かどうかということではなく、この時期に替えられたことによって議会の方の中が大変停滞した、そういうことについて、責任はないのかということをお聞きしております。

それから、条例について白川町独自のものにすると良かったのではないかという点について、これは十分に白川町独自のものになっております。もちろん基本条例や政務活動費の交付条例については、町長も視察に行かれたということでございますけれども視察に行って、その後何もそれがものにならなかったというのは、それは本当にそれこそ、本当にその予算が生かされたのかという点について、私たちの方は全てインターネットで、勉強をさせていただく機会はありませんでしたし、そういった研修費もございませんので、全ての他市町村の素晴らしいものを参考にさせていただきまして作らせていただきましたので、費用はかけておらずこういう素晴らしいものが出来上がったというふうに思っております。

それからアンケート結果についても、先ほど町長も総務課長の触れたところですが、こちらは自治協議会からまず聞いて、そして自治協議会に意見を聞いた、そして、そういった意見が自分たちのところに多く届いたというふうに考えているということでございましたけれども、ではですね、その自治協議会長さんたちの年齢層、そして性別そしてその人たちの今置かれている立場、そういったものを勘案して、これに偏りがなかったかという点について、私は聞きたいと思っております。それから役場に4件、個人的に8件そして課長のところにもいろいろとご意見があったということでございますけれども、この中にですね、反対意見は多かったのではないかとというふうに推測されるんですけど、この中に賛成意見というのはあったのでしょうか。そして、皆さん方が人としてこれについては賛成だと思ったときに、わざわざ役場に電話して、この件については大変賛成だなと、そういう意見を皆さんだったらあげるのでしょうか。そういった面においては、反対だから、抗議の電話を入れるというのが人の心理ではないのでしょうか。そういった面から賛成の意見は得られていないというふうに思うんですけども、その点についてそれこそ偏りが無いのかという点について、私は疑問に思いました。それから3万円から1万円になった。そういうことを疑問に思った、とおっしゃるのであれば、こちらが副町長から3万円は根拠がないね。根拠をあげてよということで、こちらが資料を遅くに出しました。残って作って行きました。すでに副町長は、退庁後でございまして、それは机の上に置いていく、それは普通の事務的な作業場でも、本人が不在であれば机の上に置いていくというふうで、決して副町長がそういうふうに思われた、そういう意図ではなかったというふうに説明をさせていただきます。

それから、先ほど副町長が非常に気になる意見を言われました。私の意見としては、ということをおっしゃいました。時間をかけてやればいいと思った。それは副町長の個人的な意見だったと思います。中身は協議会で全協のときに出ただけで、私が納得いくものではなかった。この点について、この議決について、議会の議決について、副町長の個人的な感情が入った、そういうふうに受け取りましたけれども、それは果たしてその判断が大変重きがあったというふうに思いますけれども、その判断はいかがなものでしょうか。それから案について、副町長がこの上がってきた条例案についてこちらでは議論をしていないというふうにおっしゃいましたけれども、ではお聞きしますけれども、この再議に至るまで議論をせずに再議に出されたということなんでしょうか。それでしたら本当に、それは誠に遺憾な状況だと思えます。

それから議員報酬について、審査委員会の方から議員の報酬は上げられない

だろうと、そして特別職の3役、町長、副町長、教育長は、今の時代の整合性に基づいて少しずつあげるべきだ、そうおっしゃった議員がおられ、そのように3役の報酬を上げられた。しかし、議員の方は今ひとつ上げるといふうな意見に達しなかったといふうなっておりますけれども、これこそは本当に町民の民意を1つ反映したものではないかと思えます。なぜならば、私たち議員は、やはりその町民の人たちが納得いくような議員活動が行われているといふうに自信を持って言うことが、私まだできていないといふうに反省をしております。ですので、この点について、私も議員報酬を上げてほしいといふうには思っておりません。他の市町村と比較しましても、うちは本当に平均の真ん中を行っているといふうに思っているのです。しかし、この議会の中で活動していくにあたり、やはりその先輩の何期もやられた11期、そして5期、6期と積み重ねをされている議員さんたちと共に、私たちは素人が議員になったわけですので、そういう人たちとともに、そしてしかも町政について考えていくのに、私たちには必要な勉強が足りないと思ったからです。これについて先ほどのいろいろな意見、反対意見があったといふうに聞いておりますけれども、これは全町民の意見ではない。少なくとも、私たち若手議員やそういった周囲の者の人たちからは、あなたがたの報酬が安すぎて、大変かわいそうだと、もうちょっと上げるか、そういった政務活動を行えるような費用をもっともらべきだ、そういうふうには私たちの周囲では、おっしゃっていただいております。それが例え9分の1か9分の2かわかりませんが、これが過半数を超えるということは、今のこの先輩も議員さんたちは、そういった勉強はもう十分積んでいらっしゃるので、それはやはり過半数を超えていくということはないかもしれませんが、この条例は、やはりそういった若い人がこれからチャレンジするために、チャレンジしてもらうために作る、そういった意味があります。なぜ今の時期なんですか。町長は今の時期だって、なぜ今の時期なのかってことをおっしゃるんですけども、これは私たちが次の議席が約束されていない今だから、私たちは自分たちのためにこの政務活動費を上程するといふうに至っていないということです。これは次の改選後、そして今後、議員をやっていく人たちのために私達が、この条例を上程したものでございます。そのぐらい私たちは覚悟を持ってこの条例を、上程したことをご存知ないのであれば、今そのようにお伝えさせていただきたいと思えます。

もう1つお聞きしたいと思えますけれども、町長についてお伺いします。町長はご引退を決められ、残り任期が私たちも共にですけれども、残り任期

2ヶ月ぐらいになりました。私たちにに向けた政務活動の意義はあるけれども、今賛成ではないと、そういうこともおっしゃっている。その中で、町長自身は7月に東京に陳情に行こうとされている。その経費っていうのは、それは1人で行かれるのか、それとも誰か他の方と行かれるのかわかりませんが、その経費っていうのは自腹なのでしょうか。なぜかと言いますと、町長がご引退されるのであれば、町長や執行部の方たちの今の思いを代弁させていただくならば、次の新しい町長が、新しい町長にそういった目的を託され、わざわざ経費を使われなくて良いのではないかという点です。コロナ禍で住民に自粛を強いているのに、町長が真っ先に東京へ行かれることについて、それは住民の理解が得られるのか。そんなふうにも思うわけです。十分にコロナの予算で設備が整っているというふうに考えれば、オンラインでも良いのではないか、そういうふうに思っております。やはり私たちは、自分たち議員もなんですけれども、こういった経費のあり方について住民から厳しい目で見られているということを十分に承知した上で、今回上程したわけでございますので、町長自身はどのように考えて、政務活動を行っているのかお聞きします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 まず、おことわりしておきたいことがございます。先ほど議会の皆さん方が、先輩の議員さん方が政務活動費を使って、方々、例えば栗山町行ったじゃないか、それも効果が上がってないじゃないかということですが、栗山町に行ったのは私個人でございます。そして、あの当時はバイオマスがありましたので、今でこそあれですけども、岡山県の布施町へ何度もバイオマスの視察に行きました。全部、個人で行ってきたものです。しかも日帰りという形の中で進めております。今回、国へ陳情に上がりますのも、国道41号の期成同盟会の会長職をやっております。この費用につきましても期成同盟会の方から職員ともに出させていただくものでございます。ちょうどこれからが予算編成の時期にかかるわけですので、全国的に今いろんな形で集中して国会あるいはそれぞれの省庁、財務省等へも陳情もかけるわけですし、陳情というより、私は地方の現実を知ってもらいたいとそういう思いで、官僚の皆さん方にお話をさせていただく機会、Webでは絶対できない部分というのをお願いをするものです。陳情の本来の姿というのは、こういうことではないかというふうに思って、ずっとそういう活動をしてきたわけでございます。以上でございます。

○ 議 長 はい、副町長。

○ 副 町 長 すみません。どこまでが意見で質疑だったのかわかりにくいので、もし漏

れていたらもう一回質問をお願いします。

まず、人事異動の件につきましては、町長が先ほど申したとおりでございますけれども、今回6月の人事異動ということで、何人かの課長職の異動、係長職の異動がございました。その中で人事異動については、もちろん1人抜けたことによって、そこへ異動をかけていくことにより、何人かの異動が必要になってくるわけでございますけれども、特にどこの部署が軽くてどこの部署が重いということではなく、適材適所で行ったという認識でございますので、何人か動く中で議会事務局についても交代があったということでございます。

それから3万円から1万円の先ほどの私が申し上げた文書が置いてあったという点でございますけれども、あのときは、提案される側においては3万円というところで進めておられたと思います。3万円の中身については、その後、再度正副議長さんがおみえになり、活性化委員長である副議長さんの方から若干の説明は受けましたが、一覧表の中で細かな内容ではなく、何々費が月いくらでこのぐらいのような書き方がしてございました。年間に40何万ですかね、そのぐらいの費用がかかってその中の3万円12ヶ月36万円を交付金として今回の条例に金額を上げたいというような中であったと思います。不在であったので文書をおいてくのは普通ではないかというお話でございましたが、それはもし不在で文書を置いて行ったならば、次の日に連絡をいただくなり、文書を置いて来ましたということを確認いただくなりした方が良かったかなと思うところでございます。

それから、私の意見で、納得のいくものじゃないので私の個人的な考えで今回の再議をかけておるのではないかというようなご意見だと思っておりますが、前回の議員協議会の中で、いくつか質問をさせていただいて、その中の内容で、先ほど申し上げましたけれども課長会議の中で今回の再議についての話をしたところでございます。ですので、私個人の意見だけでということではなく、私の思いも感じた内容もその時もう申し上げましたし、特にその中で総務課長が申し上げたアンケートの件については、このアンケート自体が不特定多数の方がアンケートに投稿できるのではないかという質問をさせていただきました。そのときのご回答の中に、実際に複数の方が回答されたということも確認をしておりますというような回答があったと記憶しております。そういった認識の中でしたので、このアンケートも先ほど申し上げました例示の挙げ方、アンケートの仕方等についてどうかというところで多分説明申し上げたところだと思っております。その後にあります議論をしていない点については、先ほど申し上げましたとおり課長会議等で今般の再議について

の内容についての確認はしております。

特に若い人のチャレンジを応援するために今回の制度である政務活動交付金の条例を上程されて可決をされたというお話でございました。皆さんが実際に自分のためにこの活動交付金をもらうということではなく、改選後の新しい任期が始まる9月以降の議員さんのために施行日も9月1日にされているのかなと思います。その後の今年の分については、経過措置の中で月千円とされておりますし、その後の3万についても1万円という内容になっておりますが、そもそもいただいた3万円の根拠の中でそれだけの費用がかかるどころ1万円に下げたというのは、1万円なら特に執行部との和解が取れるのかなというところだったかなと思います。それは先ほど私が、1万円ならという話をされたという点だったと思いますけれども、そういった中で、当日の朝、何度も言いますが、差し替えが行われた議案の中の審議ということで、私どもその減らされた根拠であるとか、理由であるとか、そういったところの説明は不足をしておるかなという点で申し上げたというところですね。質問に漏れがございましたら、もう1回お願いします。

○ 議長 はい、総務課長。

○ 総務課長 アンケートに対する意見について、若い人からもおかしいのではないかと
いう意見があったことは申し伝えをさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどアンケートの意見、件数について少しお話をさせていただきましたけれども、確かにそんなに多くはないんじゃないかというふうに思われたかもしれませんが、私も役場員生活37年になりますけれども、行政機関が行ったアンケートに対して、ここまで反応があるというのは初めての経験でございます。と言いますよりは、そうした声が出ないようなアンケートを作るようにしておりますので、アンケートの内容でおかしいといった苦情が寄せられること自体、普通はあってはならないことではないかと思うところでございます。一般的に、おかしいと思われても、わざわざ電話までして指摘をするケースは少ないと思われまして、これは梅田議員がおっしゃっておられたとおりでございます。電話は、役場のOBなどある程度条例の内容についてわかる人が、この聞き方はおかしいぞと言って電話をかけてこられるケースが多くございました。賛成が電話をしないというのはおっしゃる通りだというふうに思っております。そこは否定をしませんし、おかしいという電話があってはいけないというふうに思っているところでございます。

○ 議長 よろしいですか。はい、3番。

○ 3番 では、ご回答いただけない点についてお伺いします。

議会活性化委員会の議事録、そういったものについてちゃんとご確認されたのかという点について、まだお答えいただけてないと思いますので、お答えいただきたいと思います。

それから、アンケートにそういったご指摘をいただきまして、こちらも深く、この設問の作り方について不備があったことについて謝罪させていただきます。アンケートについて、またこういった機会があった時にはご教示いただけたらというふうに思っております。今の1点についてお願いします。

○ 議 長 はい、副町長。

○ 副 町 長 活性化委員会の会議録については、議会事務局の方で作られてまわしてくるので、町長まで回ってきております。最後の1回については、たしかに見た覚えがございませんが、それ以前のものについては中身については確認させていただいております。

○ 3 番 質問を終わります。

○ 議 長 それではここで、40分まで休憩とします。 (午前11時27分)

○ 議 長 再開します。 (午前11時39分)

質疑はありませんか。はい、2番 佐伯好典君。

○ 2 番 質疑をさせていただきます。先ほど梅田議員が本当に素晴らしいいろんなことを網羅された質問をされましたので、僕からはその中で気になった点を少しか質問をしたいと思っております。

先ほど梅田議員からもいろいろな熱い思いが伝わったと思いますけれども、この政務活動費、基本条例とともにですね、今のなかなか議員のなり手のない中、人材不足、どんな人でも、言い方は悪いですけど、選挙がない場合議員になれてしまう。そうなった場合に議員の資質をしっかりと確保するために、言うなれば、どんな方が議員に出てきても基本条例に沿って活動をし、この政務活動費を使って研修を受ければ、立派な議員になれるとそういった趣旨のものだと私は思っております。先ほど、町長の答弁の中で、政務活動費自体には賛成であると、額も上げたいくらいだということをおっしゃいました。今僕が伝えたように、やはり市町村の議員のなり手不足、また人材不足っていうのは深刻で、今回こうやって期間は短いですが十分議論は僕はされていると感じていますが、この条例を挙げたその経緯には、そういった危機感もあります。次に議員になる方々にしっかりと議員の職務を果たしていただき、僕ら次の選挙で必ず上がってこれるかなんてわからないものですから、その思いを次に託したいとそういった思いで上程をさせていただいたものです。話を戻しますけれども、賛成で、額も上げたいと、ただ時間がちょっと短いんじゃないかというような意見がございましたけれども、町

長も9月任期満了で退任されることを表明されておりますけれども、やはり賛成ということであれば、ぜひ、もしここで否決になった場合も、この政務活動費条例というものに対する賛成という意見をしっかりと次に伝えていただきたいと思っているのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

もう1つ質問します。アンケートの反対意見というところで直接電話がかかってきたところ、先ほど課長から話があったのはご自身に8件、役場に4件電話を取られたということですが、その方々、それ以外にもいろいろな係長課長の方々、町長はじめいろんなところでそういった意見を伺ったということで、この反対のところにもある、多くの声があることも問題視されるというふうに、結構ここが大きかったんだなということを感じられるんですけれども、やはりその意見をおっしゃった皆さんっていうのは、当然このアンケートを見て、意見を述べられていると思うんですね。その中で、こちらアンケートの結果ですけれども、政務活動費に対して最終的に「はい」という方が163名で53%、政務活動費はなくていいという方が84名みえて27.4%、「わからない」という方が60名で19.5%ですが、役場に電話をされる方はですね、もうこのアンケートの政務活動費認めませんよっていうところに入っているというふうには考えなかったのか、結局、アンケートを見て、多分設問5ですから、やった上で「おかしいんじゃないか」ということで、その後多分電話をされていると思うんですね。つまり、そういう方々の声っていうのは、もうすでに入っていると思うのが自然ではないかと思うんです。これと別で、反対意見があったからという形で、この2の「いいえ」84名をさらに足すような議論かなと思うんですけれども、実際問題は、やはりそういった方々はすでに答えているという考えが自然ではないかなと思うので、その点についての意見と、やはり多くの声というお話が、長い間役場勤めでいろんな経験則がおありなのは存じておりますけれども、その中でもやはりちゃんと多くの声という形でこういった反対の根拠とされる場合は、やはりもっとしっかりとした数、先ほど自治協議会長会か何かでも皆さんに意見を問われたという話でしたけれども、やはりその中の内容とかですね、そういった形でこの多いという、多くの声というのにちょっと根拠を持たせる必要があるのではないかと思いますので、ここについてちょっとご回答をお願いしたいと思います。

○ 議 長 はい。町長。

○ 町 長 それでは私の部分について答弁をさせていただきます。

先ほど梅田議員の答弁の中で、私の議員の時という話で自分で視察に

行ったんだというお話をさせていただきました。その時に、それぞれ本当は委員会等である当時は視察等があったわけですが、それは無論あったのですが、それぞれの意見というのはそれぞれ違いますので、私はそういう思いの中で個人で行かさせていただきました。ほとんどいただいた報酬というのはそれに使うという形になったと思います。そんな中でやっぱり政務調査費というのは必要であるということを感じておりましたが、各議員からもさっきお話ありましたけども、そういう意味におきまして、政務活動費を創設、あの当時も政務活動費という名目だったわけで、でもそれは個人個人へ活動費が配られるわけじゃなく、大勢の中での政務活動費でしたので本来あれは政務活動費というのかどうかっていうのは疑問に思ったわけですが、そんな状況ですから個人で行かざるを得ないという状況でございました。そういう思いをさせたくないということですし、今回皆さん方が政務活動費の中で議員の資質を上げるということですけども、ただ知識を上げるだけではなく、と言うのは4月の自治協議会長会の折にも指摘があったように議員の資質というのは知識をたくさん持つてゐるわけじゃないだろうというような話も協議会長の中でもいただいております。そんなことをやっぱり心がけるべきではないでしょうかということをお願い、そして私はもし万が一辞めるとしたら、町長を辞めるとしたらですよ、もし万が一ですよ。後任の方をお願いしていきたい。後任をお願いするというよりは、執行部の中で、執行部は皆さん先ほど私が言いましたような考え方は一緒に動いていますので、政務活動費は、時期は別ですけど、活動費をつくるということは課長会の中でも意見が一致しているところですので、そういう方向であることだけは報告をいたしておきます。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 アンケートについての質問をいただきました。役場の方に電話をしてこられた方、私が受けた方、特に多かったのは役場のOBであるとか、議員さんのOBの方もいらっしゃいましたけれども、そういった方からの意見が多かったです。この質問の仕方は、やっぱり町民を惑わすのではないかということです。政務活動費自体がなかなか町民の方はわからないのでその辺のもう少しわかりやすい説明をした方がいいのではないかと。先ほども言いましたけれども、ちょっと例示の仕方が偏ってるというご指摘が多かったんですけども、そんな中でこのアンケートは悪いけど俺は答えんぞという方は結構ありましたので、その点もちょっとお含みおきをいただければというふうに思っております。それからもう一つ、数を確認していない。これは確かにご指摘の通りですので、そういった意見があるならば把握しておく必要もあった

かと思えますけれども、先ほども言いましたように、その前に、アンケートの内容を、そういった声が出ないアンケートの内容の精査をお願いしたいなと思っております。

- 議 長 はい。2番。
- 2 番 今回の件で再質問させていただきますけれども、今、町長の思いを伝えていただきました。このまま続投されるような意図にも聞こえたのですが、辞める場合は伝えると、止めればというお話だったんですが、それは続投するという、ちょっと本件とは趣旨が違うかもしれませんが、続投されるというふうに受け取っていいのか、続投される場合も当然これについては考えていただかなければならない。先ほど辞められるなら執行部でと言われたのですが、続投ともとれる発言と、辞められるならということをつけ加えられたので、当然これはここで否決可決が決まるわけですが、僕としては残念ながら否決になったとしても、それは町長続投されるにしても、これをしっかりとやっていただきたいというところを確認したいと思います。アンケートの件ですが、議会でアンケートを去年の作成させていただきました。そのときはミライブというところに手伝っていただいて、今回もミライブに手伝っていただいたのですが、今回はですね、議会の意思をできるだけストレートに伝えたいということで、ミライブの方の構成、いつも向こうがいろんな良い形に構成していただくのですが、今回に限っては時間がかかったのもそうですけれども、やはり議会の生の声をできるだけストレートに届けたいということで、校正をせずにあえて出させていただきました。その点やはり、まだ言うなれば今回初めて作ったぐらいの形ですので、前回構成されたので、そういった面で不備があったことは、先ほど梅田議員も謝罪されましたが、私からもちょっと、配慮が足りなかった部分があったかなと思ってぜひ次に生かしていきたいと思います。今回再議になって、白川町議会始まって以来のことです。僕らもこれに対して本当に想いをかけている方々、協力してここまで作ってまいりました。根拠となる多くの声という形に対して、まだちょっと先ほどしっかり調べるべきだったというご意見があって、こちらとしてはその部分をちょっと残念に思うのですが、本当に初めてづくしで、なかなか時間もなかった面で、数字等なかなか取れなかったとは思うのですが、本来は議会でとったアンケートなんです。ですので電話を受けた際に、いつが最初の電話かわからないのですが、やはり議会事務局にできれば伝えていただきたい。僕らとしては、アンケートの方にそのNOの方々の意見も当然入ってると思っ先ほどの質問をさせていただいたのですが、NOと言った方が「こんなアンケー

ト答えんわ」というふうにつけ加えられているのであれば、そこの認識も正さなければならぬ。ただその部分に関しては、やはり議会でアンケートをとったものを、行政側にそういう対応をお願いするのもちょっとあれなのかもしれませんが、やはり議会で取っていますということでも、そちらの行政の方々に電話がかかって来るということですので、やはりその部分は事務局の方とうまく連絡をとっていただいて、その都度、議員にも共有していただければ、僕らとしてもいろんなことを考えられたかなと思いますので、これちょっと要望みたいな形になってしまうんですけども、今後、そういったときに密の連携を今一層とっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 今日は報道機関の方がおみえになっていますので、私がまた出るというような記事を書かれますと困惑をいたしますので、と言うのは、まだその時期にならないと本当に私が辞めたかどうか、任期を終わった時点でないとわからないということを申し上げておくわけでございます。そして、もう一つでございますが、今回皆様方がこの条例案を提出されるにあたって、私どもはこういうことで難しいですよとお話しさせていただきました。もし、本当にこれを通されるお気持ちがあれば、今回提出しなくて継続審査のような形でやられればどうですかという提案もさせていただいたわけでございます。そんなこともお汲み取りいただかなければいけないなと思っております。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 この答弁も大変申し上げにくい答弁になりますけれども、前の大岩局長の時に、アンケートをされる前に私はアンケートの内容を見させてもらいました。これは質問の仕方がおかしいと即答しました。で、見直すべきではないかということを提言しましたけれども、結果として議長の権限においてこのまま出すという方針でやられた内容ですので、よろしくをお願いします。

○ 議 長 2番、よろしいですか。

次の質疑の前に、長い質問をされることは結構ですが、重複した内容を繰り返されることのないよう、執行部についても同じ答えを先に聞いたというようなことがないようやっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(質疑はありませんか。はい、1番服部圭子君。)

ここで13時まで休憩とします。(11時56分)

○ 議 長 再開します。(午後1時00分)

質疑の前ですが、質疑は要点を簡潔に重複しないようにということでスム

ーズに進むようにご協力をお願いしたいと思います。答弁の方もそのようによろしくお願いいたします。

それでは、質疑を許します。はい、1番 服部圭子君。

- 1 番 この度の再議の理由を拝見しましたが、大きく理由が三つあります。議論がされていない。2番目には町民の声を聞いていない。3番目には町と協議していないでしたね。こういう3つの点について再議の理由として、正当性があるのかということで質問していきたいと思います。そして、これからの質問は、5つの項目に分けて質問をさせていただきます。

1番目には再議の正統性ですね。2番目には政務活動費について、3番目は再議の理由にあります、1の議論されていない点、4番目は再議の理由の2番目の町民の声について、そして5番目、執行部としっかりと調整ができていないという点について質問させていただきます。

まず、再議の正当性ということを、どのようにお考えになっているかをお聞きします。この再議を聞いたときに、いったい何を理由に再議をかけてくるのだろうと。予算も問題ないですよ。1万円だし、千円だし。じゃあ、何を理由に再議にかけてくるのでしょうか。何か町民に不利益があるのでしょうか。議会が1年も前から町民の声を聞いて、それに基づいて議会改革を一生懸命にやってきて、その結果、3月に活性化委員会をつくり、その中で、最初の1回目からですね、すでに政務活動費についての資料、そして議論もされております。そして前回17日に、賛成討論があり、反対討論があり、そして5人の賛成者を得て、この議会で議決をした。議会に関する政務活動費の交付する条例です。この交付がないと政務活動費、個人の政務活動費には1円たりとも交付できません。交付するために、この条例は必要なんです。ですから、提案をしております。この安易な再議であるということですが、議会の役目というのには3つあります。監視機能、そして議決機能、そして政策提案です。このような政策提案をしたのは、この白川町議会、もしかしたら始まって以来かもしれません。この議決権ですよ、それをもって討論をし、議論をし、決定した、これに対して、町長は再議という発動をされました。少し調べてみましたら、全国でも2年間に、少し古い資料ですが16件の再議がありました。これは町長が出したものに、議会がですね反対をして、それでは町民に、公益に害するものがあるといった場合に町長は再議として、その道具を出すわけですよ。でも、今回、議会で議会のことを、議員の資質向上そして財政確保、基本条例にうたったそういった議会改革を行おうとするときに必須である政務活動費の条例に対して、5人の賛成を得て議決したものに対して、再議をかけてこられました。もしこれがですよ、再議

が許されるとしたら、この発動が許されるとしたら、今後、議会で今までもですね、こういった条例はなかったですけれども、決定事項がありました。例えば、庁舎建設委員会で決定したパチンコ屋さんでの土地の決定。あれについて、準備段階で議会は、視察すら現地の視察すらしてなくて、一・二回の議論の末、採決をして、それでもいろんな議論はした末に決めています。そういったことに対しても、再議というものを発動できるとしたら、これは議会の根幹に関わる発動です。ですので、こんな再議を受け入れられることは、私はできません。でも、もうすでに発動されてしまいましたので、訴えたいのはこの議会で、議会に対する再議です、9人に対する再議です。議会の決定に対する再議です。ですので、他の議員さんたちはこの稀にみる異例な許されてはいけないと私は思います。この再議について、きちっと抵抗する、賛成の意を表してほしいと思います。これで通ってしまったら、本当に白川町は全国の法に照らした再議というものの前例を作ることになりますし、それと白川町議会の今後の機能不全を招きます。ということで、この再議に対して課長会議で議論したとありますが、全国のこういった再議の行われている現状と、再議を出すべきものであるというような十分な調査研究をされ、私たちに対して再議ということをされているのか。という点についてお聞かせいただきたいと思います。

2番目には、政務活動費の必要性です。政務活動費の必要性の認識についてお伺いします。平成11年地方分権一括法が制定されてですね、18年には地方分権推進法が制定され、その責任と役割は重要化してくる中、地方議会の責任や役割は増大し、そのために議会の活性化は欠かせなく、その審議能力を強化することは不可欠です。そんな中、政務調査だけではなく、議員その他の活動にも交付されるように自治法100条の政務調査費が平成27年、政務活動費に改正されています。しかし、それは県議会、市議会議員の政務活動にしか交付されていないのが現状です。町村はですね、この地方分権からはるかに遅れを取っているのです。さらに、県議や市議は、報酬とは別に、部屋もあったり机もあったり電気環境も与えられたりという、この縣市との町村の差というのは愕然としています。私たちは、本当にオンラインで1回研修を受ければ3万円。少し視察に行けば8万円と1万円でも12万円はすぐ終わってしまう金額です。県議や市議の不祥事、そういったものがおこるレベルではありません。今回の政務活動費交付条例は多くの条例を研究して制定年度が新しい最新の条例を参考にしました。透明性、公平性、報告義務をしっかり盛り込んだ条例案として、なお、申請方式なんですね。お金があつて町長さんのように自腹を切って、どこでも行けるような方は使わ

ないで申請されなければいいんです。この政務活動費、地方分権の推進に果たす役割というのをどこまでご認識されているのか、本当にお聞きしたいです。町村の遅れを取り戻すためにも、なかったことがおかしいのです。ということに気が付いたのが、本当にこの活性化委員会、そして9月から体制が変わり、いろんな研修に行ってくれたこの1期目の議員が、私たちに教えてくれたんです。何期もやっている私たちが、こんな政務活動費があるということさえ、それをつくろうとすることさえしてこなかったんです。本当に申し訳なかったです。これは町村議会の私はワクチンだと思ってます。早くやらなきゃいけないんです。一刻も早くつくらないと、資質向上も政務活動もしない、できない議会の病巣菌がさらに繁殖します。ですので、この政務活動費をつくることを、この町村議会、この白川町でいち早く作っていくことは、私は誇りに思っています。

3番目。この条例は議会の審議能力を高めるために、議員に対し政務活動を行わせるために、議員に交付するために必要です。この条例がないと議員の資質向上や情報収集といったレベルアップのための政務活動を進めることができないので、同じですいません。報酬ではなく、報酬アップというのではなく、政務活動費の制定をするというところの違いの意義についてのご認識もお聞かせください。3つの質問をさせていただきました。

そして、再議の理由1についてお聞きします。議論は尽くされている。尽くされています。議論が尽くされていないとする活性化委員会の委員会自体を否定するような、このような言い方は本当に失礼極まりないです。そしてこのことについて、議会の活性化委員会の議論の実態を本当に調査しておられるのでしょうか。不足してると思います。じゃないと言えないですよ、議論が尽くされてないなんて。そして議事録ですが、議事録を見ることで、わかっただけのかもしれないかもしれませんが、この事務局長の交代ですね。1年の予算を執行しよう、事業を始めようというときに4月に一緒になって、前向いて歩いている、このパートナーであります事務局長を、異動の3日か4日前に連絡してくる。再議の理由の中に、2ヶ月しか経ってないとか、予算委員会では一言もなかったとかありますけども、すでにもうその保健福祉課長さんは引退するということを退職するということを言ってみえるわけですよ。だったら、その後の人事は、こうしますよっていうことぐらい、3月4月の段階で考えて、議会に話すべきです。5月の27日に言われて、6月1日に交代されて、どんな優秀だって、前の大岩局長だって優秀です。この人事交代をたった1週間前に行った理由、そして3月4月にそういうことをおっしゃっていただけなかった理由、それをお聞かせください。事務局長というの

は、議長の任命なんですね。町長の稔明ではないんですよ。議会に相談があって承諾を得るのが法にのっとった礼儀です。それを慣例で、ここの議会はいつもそうです。突然3月になると、交代しますっていう感じでやられていますが、やはりここは、議会を軽視しないで、改めていただきたいと思いません。これについてもお聞かせください。

さて、予算委員会で話題にでなかったことについて、これも先ほど言いましたので、もうこれを再議の理由に書いてくること自体、あきれます。幼稚すぎます。だって活性化委員会が設置されない中で、予算以外のこのことを話題にできない、ださないのは仕方ないです。次に、一部の議員がつくることについて、これについてですが、批判をされていますが一部の議員って、なんでも作成にあたってはですね、今回パソコンができる事務能力と情報収集をして案を作ることができる議員が行っています。これは役割分担ですよ。制定を実現するにはこの作業が必須です。本来なら事務局が加わってくれるんでしょうけれども、協力的だったと言えません。ましてや突然の異動もありました。どんな提案も最初は全員でないのは当たり前です。活性化委員会の委員が条例を作成するのは、少なくとも4人でやっています。それ以外の方法があったのでしょうか。こういう一部の議員でつくったことを再議の理由にすることそのものも全くあってないので、これは再議の理由から外してください。

次に、これほど普及している条例を作成するんですから、他の市町の条例を参考にする方法以外以前の方法があるのかっていうことをお聞きします。

すでに運用している他の市町を参考にして、それも最新のものを参考にして最高最新の条例案をつくるのは王道であります。行政がもしも他の市町を参考に事業を行っていないとすれば、それこそ大問題です。井の中の蛙状態です。また、当日の変更をおかしいと書いてありますが、もう細かいことを全部言うのも嫌ですが、千円については当日ではありません。議員には事前に報告してありましたし、副町長さんにもお話ししてありました。そういう間違った認識を再議の中に書いてくる、これも再議の理由から外すべきです。また、議員にはLINEで3万を変更する可能性がありますと知らせてありました。やはり、予算を伴うものです。来期、令和4年の4月からの政務活動費を実質は4万円ぐらいが上限、それでも一部ですが、それは次の議員さんたちが、次要望して、改正すればいいと思いました。ですので、今の1万円でしたら、十分にこの2年間ぐらい、議会費を余らせているんですよ。特にコロナになりまして、東京陳情、行政視察等行けなくて80万から、どうでしょうね、50万ぐらい余らせて繰り越しになっています。そういった

ものを考えれば、108万円のうち、現在あるのは21万。80万円ぐらいでどれだけ議会費の増額を必要とするんでしょうか。そういった点も含めて、そして何度も副町長さんと言って申し訳ないですが、妥当な価格ってどのぐらいでしょうね。実は町村でつくっている政務活動費の平均金額は9600円。1ヶ月ですね。1万円というのは、他の事例にならった金額であり町民の人にも理解されやすい金額ではないか、執行部もそれくらいだったらどうでしょうねというお言葉も聞きましたので、1万円にしました。最後の最後までいい案にして、後で困ることがないようにと思って細心の改善を加える、これは当たり前のことです。法に則った、何ですか。変化です。

次に、議員全員が把握しないとありますが、活性化委員会の中では全員が、ちょっと細江議員は反対かもしれないんですが、全員が政務活動費については賛成です。大賛成だというお言葉もいただいています。ただ、理由が執行部との交渉。そして、来期でいいんじゃないかという反対意見です。これ間違えて欲しくないんですが、活性化委員会からの発委ではないんですね。これ発議なんです。つまり、提案者とふたりの賛成議員で発議しております。残念ですが、活性化委員会の中では、基本条例については全員賛成で本来は発委でよかったかもしれないんですけども、この政務活動費については6月11日、皆さんの意向を確認しまして、発議ということで一部の議員で提出をいたしました。ですので、全員が把握してないとするならば、その方たちがたくさん質問をして把握するように努めるのが議員のやることです。把握していないか把握しているかは、その方が把握しようとしていないということは議員としてもってのほかですので、失礼な話です。把握はしています。きっとです。

次に、時間をかけて議論を尽くされた条例ではないと言い切っておられますが、そういう失礼なことを平気で言う、活性化委員会に対する無礼で、本当に侮辱です。

そして、2ヶ月からたっていないというのも先ほど申しあげましたので繰り返しません。

次に4番目の項目になります。アンケートについてです。先ほどから縷々お話しされていまして詳しくは言いませんが、先ほど1期目の議員は謝罪するとか、もっと改善するとかっていうふうにおっしゃっていましたが、私は全くその必要を感じておりません。課長が、例えばということで、おっしゃった県議や市議の実態、金額とそして白川郷の金額をちゃんと出しているんですよ。3万円がなんか安いように思わせるみたいなことをおっしゃっていましたが、この県議や市議の実態も、これ元は私たちの税金ですので、

国税がこうやって県議や市議にきているんですよ。そういった実態もこの町議との明らかな差というのも、知っていただく機会ともなったと思います。それのどこがおかしいんでしょうかと思っています。アンケートに答えやすくする文章を考えるのはアンケートの基本でありまして、先ほど佐伯議員の質問もありましたので、アンケートの中身に反対意見も十分に加わっています。時間の無駄ですので、アンケートについては正当性があるということをお伝えします。

次に5項目目。最後です。執行部と協議がされなかったという点についてですが、本当に町長さんは出張、出張でなかなかお会いできなかったんですよ。でも副町長さんはね、本当に快くお話をさせていただいて、何度も、どうしたらいいんでしょうか。どういうやり方でいいんでしょうかって、お尋ねしながら、本当に快く教えてくださいました。もちろん金額ではないんだよ。なんか早いとか、なんかそういうことで受け入れられるということは最後までございませんでした。協議はしてこなかったということは、ですのでありません。むしろ、事務局もそういう協議をした方がいいですよ。言ってください場を設定しますよということもありませんでした。受け身でした。再議の理由の中に協議をしていないと書かれているんですけど、では執行部からの協議はあったんでしょうか。こういうものを出そうとしているのに、執行部からの、ここはこのぐらいの価格にしてはどうでしょうかとか。こんな事例がありますから、こういうふうにもっと良くしてはどうでしょうかとか。そういった執行部からの協議がまったくありませんでした。議会にばかり協議を求めているんですけれども、協議がなかったのではなく聞く耳を持たれない町長の姿勢こそ議会軽視です。それはその議員を選んでいる町民軽視だと思います。二元代表制である議会にもですね、事務局長の異動の相談もなく突然行うし、執行部の提案に全部理解を示すだけを議会に求められているんでしょうか。町長から、執行部から協議の要請は1回もなかったんですよ。

そして、補正を組むというお話も先ほど町長さんされましたけど、最初の時に、政務活動費について、9月からの体制に備えたいので、いくらいくらの政務活動費条例をつくりたいんですけどって言ったときに、こんなコロナの中、コロナの予算も来るか来ないかわからないんですよと、なので補正を組むことは絶対できませんっておっしゃいました。なるほどそうです。ですので、私たちはすぐ、実は諦めました。今年度は仕方ないなって。でも、自らに問うたんです。これをつくれるのは、今これだけ議論と1年前から議会改革を進めてきた私たちにしかつけれないと結論に達したんです。そして、最初に言いましたが、これは町村議会の地方分権の遅れを、議会の活性化とい

うことで乗り切るために必ず必要な政務活動費です。ということで、協議をそちらがしてくるような、お互いに理解し合い、そういった姿勢が感じられないのは、やはり議会を軽視しているのではないかと思わざるを得ません。これについての見解もお聞きします。

なぜ急ぐのかということも今申し上げました。再議の正当性についても最初に質問しておりますのでお答えただきまして、まとめますと再議の理由1議論していないということに対してはそうではありません。議論はありました。そして、2番目の町民との意見を聞いてないというのは、ちょっと触れませんでした。1年前のアンケートで100人の意見をいただきその中の60の方が、資質向上と多様性、情報公開を求めている、そこから議会改革が始まり、今に至っていることを申し添えます。

まず以下の質問を終わらせていただきます。

- 議 長 ちょっと申し遅れましたが、大変暑くなりましたので皆さん上着を脱いで対処していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

答弁をお願いします。はい、副町長。

- 副 町 長 すみませんちょっと内容がはっきりわからなかったところがあったので回答がずれるかもしれませんが、今の再議の正当性というお話ですね。この点についてはいろんなことが書いてあって後の方の話、5番でしたか4番でしたか、その中でも出てきたと思いますが、一部の議員が云々とか他の市の条例を参考にとかいうところは、特に個々の部分は否定はしておりません。各議員さんにFAXそれから等というのはLINEかと思われませんが、その中でやられたということでそこら辺のところ、その議論が尽くされていないという点であるということをお知らせだけで、特に町としましても、他市町の条例を参考にするに十分ありますので、そこも別に否定はしませんし、つくられ始めるのが全員でいっぺんに相談しながらつくるわけにはいかないので、一部の議員がというところも、特に否定はしておりません。その部分で言いますと、FAX等でいうところからが私たちの再議の理由ということになろうかと思います。

それから、町民の不利益になるか云々のお話でございますけれども、これ先ほど私と何回かお話をさせていただいたということをおっしゃられましたが、その中でも終始言っておりましたけれども、一番初めは、先ほども申し上げた通り3万円というお話でしたので、3万円の内容をお聞きしたいということと、それから実際に運用するときにもう少し細かなところが作られないと何が認められて何か認められないかとか私たちもわからないので、通常の予算の要求の際にもそんな内容を聞かないと予算の要求を認められない

ので、そこは作ってほしいというお話はしました。その中で、ちょっと戻りまして1万円のところが1番最後のお話にみえたときですかね。3万円のお話があるときもありまして、市町村の全国の平均が9600円でしたか、その金額なのでという話もあり、白川村とかも1万円ですので、うちが3万円というところはどうでしょうかという話をしました。先ほどの質疑でも答えましたが活動交付金だけについては、まるっきり否定しておりませんので、活動交付金を支給とすると町村ですと1万円ぐらいでしょうかという話はしたのは事実ですので、それは否定しませんが、1万円なら活動交付金を今回の6月で認めてもいいのではないかということは私は言うておらんつもりでございます。

あと再議の理由の中でいろいろお話があったんでちょっとごめんなさい、飛んでいるかもしれませんが、実際に前回の定例会の方で議決の際には4名の方の反対があったということで、その辺のところについても実際の先のFAX等で流されただけという中で質疑がされていたかという点で1個目のところは書いておるかと思えます。

2点目は政務活動費交付金の認識でしたかね。それについては、先ほどから申し上げているとおりに活動交付金を否定はしておりませんので、必要性のあることは認識をしております。何回も言いますが、この6月の時点で出すということと、もう少しそういったものを支給して議員が活動されることについての住民の説明は必要ではないかという点を出しておるところでございます。それから議論を尽くしていないという点は、今申し上げたような内容ですので省かせていただきますし、人事の話については先ほど町長の方から申し上げたので、割愛をさせていただきます。

あと、予算の関係のことで、いろんな話がありました。今の今年の方ですね。令和3年度の予算の中で組んでおります議会費の研修交付金それから研修旅費の関係と、あと陳情関係の旅費の関係ですかね。そのへんの話も副町長室にお見えになった時にお話をしましたが、今の時点で、確かにそうそう東京へ行ったり、よその市町へ研修に行ったりすることは現実的にはまだ不可能であろうと思われま。が、この先、今年予算はまだ3月までございますので、コロナの状態がどのようになってくるかもまだわかりませんし今の時点で、令和3年度の研修費用の予算が全く不要になるかということ、それはまだ言い切れないのではないですかというお話はさせていただいたかと思えます。その中でも今年部分は千円にされたということですね。その説明は私はお聞きしましたが、千円ですと実際に予算の中でやりくりができると、研修負担金の不要部分の中で7000円ずつの9人分でやりくりがで

きるというお話でした。ただ、予算の措置の、後の方にあります予算のお互いの執行部とのすり合わせの部分でございしますが、今年の予算は千円ということで現予算内でいけるかと思えますけれども、令和4年度以降の予算ですね、こちらについても必要になってまいります。当初は、くどいですけど3万円でしたので、1年間で9人の議員さんがおみえになりますと3百何十萬かの費用が必要になってまいります。それだけの予算を来年度以降でしっかり組むという確約を今の時点でするという話になりますので、6月のこの定例会の時点では少し早いのではないですかということをお話したところでございます。

あとアンケートはよろしいですかね。執行部の方から、そちらの議会の方へ協議がなかったという点が1番最後にあったかと思えます。私どもとしては初めにお話があったときから、この時点でこの条例の制定をして進めていくということについてどうかというところがございましたので、積極的には言いませんでしたし、お話になったときには、そのことをお話をしてきて今に至っているという状況でございます。地方自治法222条のところでは、執行部側の条例を上程する場合には、予算のある程度の措置の確約がないと出してはいけないという文言でありますけれども、特に議員発議の条例についてはたしかに自治法には謳ってはございません。謳ってはございませんが、そんなところは基本的に予算を伴う条例になってまいりますので、ある程度の合意であったり、それぞれの財源の見込みであったり、そういったものをつくる必要があるのではないかなということ最後のところの理由に書かせていただいております。ちょっと足らんところがあるかもしれませんがまた質問いただきたいと思います。

- 議 長 はい、再質問はありますか。はい1番。
- 1 番 ここで論議したいのはですね、1万円だからとか、3万円だからとか色々縷々お話がありましたが、これを認めるのは町じゃないんですよ、議決するのは議会なんです。確かに町は、今ちょっとこれは認めれないなっていう気持ちはあったかもしれませんが、でも、議会でこの政務活動費をつくるべきだという議論もあり、議会で発議をしてそれを決めるのはこちらの議会なんです。ですので、この再議ということについて、いっぺん議会は認めたんですね。それは人数は関係ないですよ、とにかく議決して条例が可決したんです。それに対して再議を出す、私は最初に言いましたよ、正当性です。そこを調べたんですか。この前例があっても、今後も白川町議会が5対4で例えばですよ、そうなったときに4人の方が賛成していないような条例には再議をかけていくんですかってことです。そういう前例になるというのも、

ここまでできてしまったので前例になっちゃいますよね、もし反対でこの廃案になればですけども、その再議ということの正当性をお聞きしました。それについては何の回答もなかったですので、はっきりとお答えください。もしそこまで調べてなかったのだったら、なかった。今から、再議を取り消すことが、もし可能だったらやってください、本当に。それをするのは、今度は議会の方ですよ、議会に対して再議をかけられたんですよ。議会で決めたことに、ここは議회를軽視する、こんなことで再議をかけてくる執行部に対して、私たちはちゃんと姿勢を正さなきゃいけないですよ。3万円が何とかかんとかって言うのは、もう終わったことです。これ越権行為とも言えます。再議を出した正当性について、しっかりと答えてください。議会が認めた3つの大きな議会の役割、議決権と、そして監視、そして政策提案、この3つの中の大事な議決権に拒否をされたんですよ。それもですよ、町民が困ることとかじゃないんですよ、町民のために地方分権が遅れている、めちゃめちゃ遅れている、20年遅れているんですよ、この政務活動費がない、何ですかこの暗黒の年数、ここでコロナがあって激動の時代にこれをつくることを進めることが大事だと思います。私たち議会のこれまでの質というのが決して優れているとは思いません。実際、もっと全員の賛成で、この政務活動費をつくるぐらいの力があつたら良かったんですけど、でも5人で可決しているんです。それを、再議をかける正当性についてもう一度しっかりと回答してください、その回答をしてください。全ての再議の例をちゃんと見たのか。法的に照らして、これは再議というものをかけるべき事案なのかというところをはっきりと回答をください、町長。

- 議 長 はい、町長。
- 町 長 これは、それぞれの意見の違い、相違だというふうに認識しておりまして、私どもが提案いたしました再議の理由というのは、私どもは間違っていないというふうに認識をして提案をしたものでございます。
- 議 長 はい、1番。3回目です。
- 1 番 先ほどから再議の1の2つの理由、これもほぼ、違いますので、そして2番目の協議が足らなかったというのも、協議しました。どこからが足らなかったのか、それが理由で再議をかけるということは、この決議した議会へ再議をかけるということについて十分に全国の事例をちゃんとわきまえて、されているんですかってことをさっきからお聞きしているんです。その議論をしたのか、じゃあですね、反対に聞きますが、この再議、どういうところで、どのように行われて、ふるわれたんでしょうか。過去ですね、町長が出す場合、そういった例をご存じだったら、議会に対するですねこういった議

会のことを決めることに関して、再議が行われている例があるんだったら出してください。そして、この正当性を町民に述べてください。これ議事録もちゃんと残りますのでね。お願いします。私は、これは再議にかけるべきではないと思っています。白川町議会の機能不全を起こします。こういったものに再議をかけてくるのは絶対に許してはいけないと私は思っています。以上です。

○ 議 長 副町長。

○ 副 町 長 事例、事例と言われますので、お答えをしますが、今のこの再議の制度ですね、この再議の制度は地方自治法の中で176条の中に謳われております。第1項については町長が再議をかける必要があると認めたとき、その中には条例、予算、それからいろんな計画ですね、そういったものが含まれておりますが、そういった中で町長がこれを再議にかけると認めたときです。2項の方では、これは町長がかけるかけないに関わらず、どうしてもかけなければいけないというふうに条例にされておまして、義務的経費の予算を否決されたときでありますとか、そういったときには絶対にかねなければいけないとなっておりますので、よっぽど全部を否決する人件費ですとか、借金を返す償還費ですとか、そういったものが入っているものの否決はないと思いますけれども、そういった中で行われる制度となっております。

正当性、今回の正当性と過去の事例ですね、私も再議を出すにあたってはあちこちの事例を見てみました。ちょっと町村までは今資料を持っておりませんのでわかりませんが、覚えてないので申し訳ありませんが、結構、議会の基本条例についての再議というのかなりあります。これは多分議会基本条例の中に、ちょっと話しが変わって申し訳ないですが、基本条例の中にはおそらくその執行部との関係性ですとか、そういったものが入ってまいりますので、議会の発議の方で出されますと議会の方も執行部に対するちょっと締める部分ですとか、中には町長の普段の素行をしっかりと把握する必要があるようなことも書いてあるものもあったりとか、そういった中で基本条例に対する再議というものが出ている事例もございました。確かに、全国的な統計を私も見ましたが、こんなに少ないんだなというのが、たしかに印象でした。わりと発議が少ないので。今回、白川町で再議というのはおそらくかけたことはないと思われませんが、私どもは今回の議案のとおり、発議の内容に沿って質疑をさせていただいておるところでございます。これ以外の理由はないので、これ以上説明をいたしません、何回も言いますが、政務活動交付金のそのシステム自体を否定するものではございませんけれども、今回のこの6月の定例会でこの条例を出され進めていくということに対する、再度

の確認ということです。これを決してやめてくださいという意味ではございませんが、再度それぞれの議員さんでお考えいただきたいということでこの再議という制度を出しておるところでございます。正当性というところになるかどうかは少しわかりませんが、そういった内容の中の、地方自治法の制度ということで、議会には議決権があるように、執行部側に異議があるときには執行部側が再度議決をお願いしたいという中でこの再議という制度がございますので、双方の事情にのっとりましてこの権利の中で行わせいただいておりますのでございますのでお願いいたします。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 詳細につきましては、今、副町長の申し上げたとおりでございます。私は信条としまして、ちっちゃな政治家であっても筋を正すということを一番大事だというふうに先般も定例議会の中で申し上げてきたとおりでございます。私としての筋を正させていただいたものでございます。そして議員は1年前から議会改革を進めてまいられたという発言を先ほどされました。その中で、議会改革の中で、なぜ4月以降にこの政務調査費が出てきたのかというも私は不明だなと思いますし、もう1つ、今朝方でもございました、ちょうど人命救助のために出動をしておりました現場へ私のところへ電話が入りました。女性の方でした。もし、この再議を取り消さなければ、あなたはバチがあたりますよ、というような電話までいただきました。こんなことも本当は言いたくなかったのですが、報告だけさせていただきます。

○ 議 長 ほかに質疑ありませんか。

はい、8番 安江孝弘君。

○ 8 番 私はこのことについて、賛成をするわけですが、町長におかれて、8年前町長はどうしても町長になることは嫌だと言っておられたのを、今の議長と2人でお願いして、そして中日新聞に来ていただいて、次の日に新聞に出していただいて、そうして白川町長に無投票で当選をしていただきました。そして4年経って、その4年後も無投票で当選をしていただきました。素晴らしい町長であったと私は信じております。しかし、この再議に対して私は、町長はおそらくこのことに対していろいろ理屈はあるだろうけれども認めていただけるものと信じておりました。それもこれも、4人の議員さん反対をされました。この議員さんは本当に町長にほれ込んで、今までずっと協力をされましたが、なんかそこら辺のところ、私にはわかりませんが、こうした議会の若い3人の議員さんが一生懸命勉強をして我々もようやくやらなかった、できなかったことを、この議会に再議をするという、そして、町長がこの再議を出された、そのことに堂々と質疑をしてですね、お願いをして

おるわけです。だから、このことについて町長も、何はあれ、かにはあれ、このことにやっぱり執行部も町長に対してなんとかお願いをして、これを通すように、議会が勉強できるようにしていただくことが私のお願いでございますし、そして若い議員だ、若い議員だと言っても、これだけ我々の年取った議員と思うと素晴らしい勉強しておられる。そういうことを考えたときに、町長、どうかこの事を見捨てないで、ここで賛成の意を表していただきたいことをお願いして質疑とします。

○ 議 長 8番、町長に返事を求めますか。お願いします。町長。

○ 町 長 先ほど私ども再議をお願いしました通りでございますので、筋だけは通させていただきます。

○ 議 長 いいですか、8番。よろしいですか。
2時15分まで休憩とします。(13時53分)

○ 議 長 再開します。(14時15分)

質疑は終わりましたので、それでは、これより討論を行います。まず、条例の制定に反対の方の討論を許します。4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君 登壇)

○ 5 番 私は、議会政務活動費の条例制定について反対の立場で討論いたします。

議会活性化特別委員会で政務活動費についての議論の中で、予算の執行権は行政にあるため、この件については執行部とよく協議して欲しいと、正副議長にお願いした経緯があります。

先程、町長からの再議書の理由の1つに、政務活動費の交付に関する条例について、執行機関との協議がなされていないとの理由が述べられました。先に述べたように、私たちは議会活性化委員会で執行部との協議をしっかりと行うようお願いしたにも関わらず、執行部との合意がなされていなかった協議はしっかりしていただいたとは思いますが、最終的な合意がなされていなかったことが、結果、執行部の承諾が得られない状態で、本定例会に上程されたと言うことでもあります。そしてこのことは、議会活性化特別委員会でお願いしたことに相反することでもあります。

この問題は、今定例会に制定された議会基本条例の第2条「議会の活動原則」に、議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定にあたっては議員間の自由かつ達な討議を重んじ、論点、争点を明らかにすること。そして2番目に、第13条の「議員間討議による合意形成」に、議会は本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の討議を尽くして合意形成に努めること。と書いてあります。これはもう全員が承知していることではありますが、今回、本会議開始間際ギリギリに修正した議会政務

活動費に関する条例の議案書が配布されるなど、議員間の討議も無いまま配布されたことは、まさに読み上げた「議会の活動原則」と「議員間討議による合意形成」に欠けており、議会基本条例が議会における最高規範として謳ってある以上、今回の政務活動費条例の発議はこの条例との整合性に相反する行為であると考えております。

議会基本条例は私たちの決意を表したものであります。今定例会に上程された議会基本条例の提案説明の言葉を引用すれば、「議員のあるべき姿を示す」と書かれています。議会基本条例制定スタート直後から、そのあるべき姿が守られないのであれば、基本条例の条項の見直しを直ちに行うべしというふうに考えます。

政務活動費について、私は一定の理解はしていたものの、本定例会に提出された議案書の内容も、開会される間際まで討議もなく変更されるなど、町長の言われた「拙速」だと言われるのは、まさにその通りだと思います。

次に、少し長くなって申し訳ございませんが、先週25日に議員会が開かれました。その時、賛成議員から今日のこの再議について配布された資料の中で次のように書かれていました。今回提案した議員は一般質問もほとんど欠かさずに行っています。これは研修、調査、研究をしているからにほかなりません。しかし、報酬から行うのには限界があるのです。次に、申し上げにくいですが、この条例に反対した議員さん、私も含めてですけど、3期、4期、5期と務めた一般質問もあまりされない議員さんです。この4年間、個人で行く研修にも、研修費を使っては行かれておらず、その報告もありません。ベテランの方は研修や視察に行く必要も感じてみえないのかもしれませんが、と書かれています。今回、私を含めたこの4人の反対議員を特定してこのような、言葉が適切かわかりませんが、見下げた、不快な言葉をこの文書に書いて配布されたのです。これは大変失礼な言動であると思っております。私は6月定例会で一般質問したとおり、白川町政治倫理条例の制定の必要性を執行部に対しても議員さんに対しても訴えました。これまでともに助け合いながら行ってきた先輩議員に対して、今回政務活動費の条例に反対したからといって侮辱ともとれる大変不愉快な言葉を発せられたことは、政治倫理条例の制定を訴えた中のパワハラ行為に値するものとも考えます。若干再議についての趣旨とは多少離れたかもしれませんが、白川町政治倫理条例の必要性が今回こうしたことから発生したものですから、あえてその必要性をこの場で言わせていただきました。

以上ですけれども、今回本当にとっても残念な事ではありますけれども、以上のことから、再議第1号発議第3号の白川町議会政務活動費の交付に関する

条例の議決については、私は反対であります。以上です。

○ 議 長 反対の討論のある方。はい、6番 渡邊昌俊君。

(6番 渡邊昌俊君 登壇)

○ 6 番 私は、再議第1号につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の白川町議会政務活動費については、議論した中でも再三申し上げましたが、私は賛成であります。これは必要と認めております。ただし、今回提案されました本条例はですね、9月より実施しようとする内容でありまして、次の理由で私は賛成はできません。

まず第1、私たち今の議員はあと2か月後の8月27日に任期満了となりその後新しい選挙で選ばれた議員により議会活動が始まるわけであります。今この時期、拙速に議会政務活動費交付条例をつくって9月より実施せよということはですね、いかがなものでしょうか。

また、町執行部より来年度から政務活動費をつくろうと理解を示めし認めておってくれます。来年3月の予算編成までに財源確保しながら、議会側と協議して実施に協力すると言われておりますので、その確約を今回我々の議会にとってつなげば、大変大きな前進であるのではないかと思います。

2つ目、この条例を9月より実施にあたり、町執行部に了解が得られていないのに活動費の支給は9月から受けられません。費用の多い少ないにかかわらず財源を伴う施策条例については、町執行部との協議、了解のもと行うのが常識であります。今回、議会側の見切り発車的であると思うが、その点いかがでしょうか。

3つ目、活動費の支給は、今年の議会費の中より流用して行えばいいと言いますが、執行部より議会において補正予算を組み、費用の組み換え承認議決もなく、勝手に予算費用の流用は認められません。その点良いでしょうか。私たち議会は、町執行部が予算執行にあたり款項目に従って間違いなく予算執行しているか監視チェックするのが我々議会議員の役割使命であります。その我々が議会議員において勝手に費用の流用を行って良いのか、町民の皆さんからも議会不信を抱かれますが、この点いかがなものでしょうか。

以上3点について、この条例の発議以前の手続きが十分なされていないため、今回私は賛成することはできません。これは議論の中でも、私は絶えず言ってきた言葉であります。それが達成しておらない現状、私は賛成することはできません。以上であります。

○ 議 長 他に反対討論ありませんか。はい、7番 細江茂樹君。

(7番 細江茂樹君 登壇)

○ 7 番 では、私は反対の立場で討論させていただきます。3月の定例会、第1回

の定例会の中で議会活性化委員会は承認をされ、そして議論を尽くしてきました。内容的には、今4番、6番が言われたようなところですので重複は避けますが、ただ私はですね、この中で1番気になっているのは、あえて反対したというのは基本条例もそうですし、今回の政務活動費ですね、これはなぜかという、なぜこれ発議なのか、なぜ発委ではないのかということなんですね。発委ということであれば別にどうということはないんですが、これ発議であるとするれば、今までの活性化委員会というのは何だったのか。活性化委員会に1回1回出ていくのに費用弁償が出ていますよね。だから、こういうものに対して、果たして発議とした場合に委員会は何も役に立っていない、ただ単に議員が出せばいいということになってしまう、そうすると活性化委員会の費用弁償とかそういうものは無しと一緒にですね。この辺が果たして町民に理解していただけるのかどうかということ。とてもじゃないが、これこういうことであれば町民から理解されることはできないと思います。そして、もうひとつ言わせていただければ、私3月にですね、定例会で定数削減の発議をしましたよね。その時に議長から取り下げられました。だから今回はなぜ発議なのか、なぜ発議で通されたのか、その辺がよくわかりません。それと、もう1点。これは委員会の方ですが、委員会の方で言わせていただければ、基本条例これはいいと思っていました。だけど、発議ということでしたので、あえて私は反対しましたがけれども、この中で1つ言えるのはこの会議を自分の仕事の都合で休むというようなことがあっていいのかどうか、この辺も町民に対して理解していただけるのかどうかということです。そして、それをまた委員長で承認をしたということ、これ委員長の承諾ではないんですね。白川町議会会議規則の中では、議長の承認を得て欠席をすると、その事由によってですよ、そういうふうになっておるのです。そういうこともしっかり理解していないということ自体が、基本条例と資質の問題とか、そういうものに引っかかってくるのではないかとということで、私はあえてこのことに

対して反対させていただきます。以上です。

○ 議 長 他に反対討論はありませんか。

それでは、賛成討論を行います。1番、服部圭子君。

(1番 服部圭子君 登壇)

○ 1 番 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。政務活動費交付がなぜ今必要なのかということについて、3点に分けて述べさせていただきます。

まず1点目は、去年の町民アンケートの結果が、議員の議会改革、資質向上を求めているというのが、とても大きな理由です。昨年7月に広報委員会

でアンケートを取りました。その目的は、広報がどれだけ読まれているか、町民の人がどんな広報を期待しているのか、そういったものをとるアンケートでした。そこに、6番目に自由記載というのを行いました。コロナ禍でするのでWebアンケートというものに挑戦いたしました。期間は、たしか2週間くらいだったと思いますが、300人ほどの方にお答えいただき、そのほとんどの方が、こういったアンケートをとってくれて非常にうれしいという回答をいただきました。そのアンケートの自由記載がですね本当に赤裸々だったんですね。町民から議会に対する資質への疑問や向上を求める声が、記載の30%ありました。また、多様性、若者議員を求める回答も15%ありました。同じく情報公開を求めるものも14%でした。本任期の議会も間もなく終わるわけですが、前期そのまえも活性化委員会というのが議会ではつくられていましたが、今期1年目議長細江茂樹議員、2年目も細江茂樹議員3年目は渡邊昌俊議員が議長でございました。そんな中で、活性化委員会というのは、実は審議がまだ、わたしもここで8年連続議員をさせていただいておりますので、その中で活性化委員会の必要性があったにもかかわらず次の期に申し送られていなかったわけですね。特別委員会です。ですので、1回も町民と語る会も懇談会も、そして議員での勉強会なども行うことができませんでした。ここに至っても4年間一度も町民の声を聞くという場を持った議会ではありませんでした。で、このアンケートが監査委員の藤井議員から、広報は予算を出しているのがどんな風に使われているのかを必要だよということで、広報委員会でアンケートを取らせていただきました。本当に多くの方が答えていただいて、とてもうれしかったですし、その6番目にあります赤裸々な議会への批判、疑問そういったものを真摯に受け止めました。私たちの今の議会費ですが、こちらも主体的に議会費を議会で討論することも実はお恥ずかしながら本当になく、行政の作った予算の中で私たちはやってくるに留まっているような議会、私の活動でもありました。そんな中で、アンケートを、様々な取り組みをしてきました。例えば、広報の見直しもありますし、委員会の構成もたったひとつで1回すら委員会が開かれていない総務委員会が1個しかないんですけど、常任委員会は予算、決算委員会です。そういった一つしかない委員会を、それも活動が1回も開かれていないというような停滞している委員会を変えるために2つの委員会に分けていきたい、そのような意見を広報委員会の方から出しまして、皆さんで少しずつ進んでいきました。そんな中やはり報酬についても議論がありました。若い人たち向けに、長野県のどこかの町で30万に、55歳以下の議員には30万円という議員報酬をあげるというそんな提案もどうだろうか、という

ことも委員会の中で話し合われました。でも、やはり同じ議員であって、この人は30万、55歳以上は21万というのでは、子育て中というのも60歳で子育てをする人もありますし、そういった点でなかなか報酬をアップするというには至りませんでした。そんな中、1期目の佐伯議員、梅田議員が議会改革の研修に行ってくれました。そこでの報告を毎回してくれていたんですが、その中に政務活動費といった制度、そして報酬はどうあるべきか、定数はどうあるべきか、そういうことも、私たちも報告を聞き、もう一度見直すというようなことがありました。そんな中で、この政務活動費を調べてみますと、これは非常に中身の明らかな、そして申請性であるというようなこと、そして自治法100条に地方公共団体は交付ができると謳ったものであるということがわかり、この政務活動費を作っていこう、報酬を上げるのはなかなか難しいけども、政務活動費を上げていこうという議論が起りました。そして、本当に幸いですが、3月の末に活性化委員会を、この3月定例会でつくり、やったことその定例会では、活性化委員会のやることは報酬、そこには政務活動費も入っておりましたし、定数、そして基本条例そういったものの検討をしていくというふうな目標を決め行ってきました。この政務活動費というのは、町民の声から始まった条例制定であるということ、この賛成討論の理由の1つとして挙げさせていただきます。

次に、町議の処遇改善、若手の議員育成という点において、この政務活動費がとても大きな役割を果たしております。町村議員の処遇について、これは全国議長会から国に何度も、毎年毎年、要望を出しておりますが、報酬は町長と一度比べてみたいのですけれども、報酬は町長の3分の1。そして、町長は退職金があるそうです。また政務活動というのは、公費で賄われています。どこでも視察に行き、研修も受け放題です。そして大切な町のリーダーとしてはもちろん当たり前です。そして、車もあり、運転手も付き、というような本当にこの町のリーダーとしては、当然の政務活動の財源が確保されております。でも、議員の視察や研修にあてられる政務活動費は、正式に言いますと条例がないと政務活動費というのは交付できませんので、以前白川町にもございました。ただ、委員会でまとまって使っていたというふうに調査しております。ただそのときには、条例があって、政務活動費条例というのがあったこともお伝えします。で、平成22年ですかね。平成17年の時点では8万円。年間1人8万あったのが4万になり、そして4万が廃止されたのが平成22年、ちょっと確かではないですが、そういうことで、政務活動費というのがなくなりました。ですので、まあそれに当たるものとしては、研修に参加したいときに公費を出していただけるのが、月に190

0円、1人で割りますとですね、とゆうのを予算化しております。その予算についても、今度の基本条例にありますように、しっかりと予算を確保するそれは議員の務めであるというふうに基本条例に書かれていますので、来期からは、来年の予算については、議員でしっかりと精査して要望していくことになるかと思いますが、今までは全く受け身で、研修を受けた人がいる実績に応じて、最低今は何か10万円って聞いてますが、全体で10万円ですね。つまり年間にこれも議員の中での暗黙の了解なんですけど、1人1回だぞと、研修を行けるのは、そんな議員会の中での暗黙の了解がありまして、1回しか公費を使えないので、新人の議員、または研修に行かれる方は、年に1回約3万ほどの研修に行かれております。それを計算すると、月1900円となります。でもこれは条例がありませんので、議会でも個人に使えるお金として予算化されております。また、調査研究で今度、政務活動費ができたなら、いったいどのくらい私たちに必要なのかという点ですが、今回、提案して私が賛成しておりますものは、月に1万円、年間に12万円の政務活動費を設定しております。先ほど来、反対議員がおっしゃったように、おっしゃっているんですけども、予算を伴うという点では、確かに予算を伴うんですけど、ほとんど今、議会費も毎年毎年余らしておきまして、そういった金額を加味しますと、1万円でやれない金額ではないということも申し添えさせていただきます。え、ざっと、まあ計算というのですかね、政務活動費がどのくらいいるのかということですが、調査研究に、年1回視察に行ったりすると宿泊をして交通費をかけて1回8万円ほどいるかと思いますが。また研修に参加すると、議員の研修って本当に様々あるんですね。分野もいろんな分野、そして予算のこと、一般質問の仕方、議員にならないと知らない研修がたくさんございます。そういうものに参加すると3万円、2回、年2回ですね、本当私は年に2回なんて、議員が勉強していないのと一緒にというふうに思っています。ちょっと話はそれますが、皆さんは床屋さんにどのくらい行かれますでしょうか。月1回行くとしたら、もう50歳の人だったら500回は行ってますよね。でも、プロの床屋さんに500回行ってプロになれるでしょうか。今の議員の仕事は、いくら町に関心があっても、ここの町に住んでいても、議員になったからといってプロの議員になれるものではないんですね。この今の床屋さんが床屋さんになるためには、しっかりと勉強しないとできないんです。ですので、議員がこの研修、資質向上のために研修に行かないということは報酬をもらって、プロの議員というものになれないに等しいと思います。少し話はまた、少し話は戻りますが、今言った宿泊で8万円、そして議員研修に参加すると3万、年2回で6万円、これで合

計14万円になります。1万円ずつで12万円ではもうこれで終わってしまいます。先ほどの床屋さんではありませんが、少なくとも1年に、もう新人でしたら月に1回や2回は必ず行っていただきたいと思います。そして、早くこの町の予算からいろんなことを理解して、この町の活性化に働いていただきたいと思っています。現在はこの白川町に若手の議員が、若手といっても40代ですが、2人おります。また女性も2人います。これ本当に町民の意識が高いあらわれではないかと思っています。私も初め、このような議員を生み出させていただく、この白川町は本当に素晴らしいなと思っています。でもその議員をしっかりと育成しなくてはなりません。それには、この政務活動費がないと限界なんです。市議や県議のように、報酬も町議の3倍2倍とあり、何度も言いますが、岐阜県議は年間、上限396万円。岐阜市議会は岐阜県は180万円上限ですね。議員専用の部屋も机も用意されています。しかし、議員の仕事はまったく変わりません。定例会も年4回、そして委員会活動、市議となりますと大勢いますので委員会も多くあります。私たちが9人で2つの委員会をやっておりますが、両方とも今現在9人ずつです。ですので、もうその市議の方々よりも、もっと多いかと思っています。そして、町民と1番近いこの町という単位ですので、本当に町民の人たちとの接触そして親身になって活動される議員さんたちが多いです。その両方の、仕事がこの私達白川町ではとても大事なんです。外で勉強すること、そして中の町民の意見を取り合うこと、そういったことがされています。その外での自己研鑽をする予算がこの白川町では、多くの町議会では確保されていないんですね。この政務活動費は次世代のために、町議こそ急いで設置しなくてはならない条例です。

そして3番目。研修なくして報酬をもらうプロ議員にはなれない。ということ、先ほども繰り返しましたが、今回ですねこの提案した1期目の40代の議員はですね。私もですが一般質問を欠かしたことが、ほぼ欠かしたことがありません。それは研修に出向いているからなんです。いろんなところを見て、やはりそれをうちに照らし合わせて、こういった提案ができるような一般質問をしたりしています。それはほとんど自腹です。政務活動費は議員になればあるんだ。議員が議員向けの研修を受けれるんだという状態にすることは、議員のプロである役目を果たすためには絶対必要です。来期の議員になられる方にも、何度も申し上げますが、この政務活動費の条例を作っておいて、すぐにこういった研修に向かわれるように、私たちが今できることを、最短で行うために、現在の条例提案をさせていただいています。ちなみに今、町長の立候補を予定されております細江議員は、今回のもしです

ね、町長になられたときに、政務活動費に対して賛成していただけるのか、ということには不安であります。私たちは今ここに、こういう議員としての役割を果たさせていただいていますので、今ここで町にとって必要な条例を制定することに、提案をしております。ですので、政務活動費を次世代のために町議こそ急いで設置しなくてはならないということで、ぜひとも賛同いただきますようお願いを申し上げます。

先ほど、反対討論の中に活性化委員会についてのご批判をいくつかいただきましたので、活性化委員長として少し考え方を述べさせていただきます。まず、執行部と協議してほしいと、議長や副議長に頼んだがそこはできなかったもので、せっかくいい政務活動費だけど、それだけの理由で反対するということでした。政務活動費は、町民のためこの議会のために作るものです。たとえ執行部が反対していても、もしそれが大切なものであったら、やはり作っていくことに、議員は働くのが私は当然であると思っています。執行部が、議決権のあるこの議会で作ることができるんです。町長や副町長たちが言う予算設定も1万にしてあります。どこも困りません。そして、流用ですけど、流用ができないなんて議員さんが言われるのは、ちょっと、ちょっと信じられないです。数々の流用というのは必要であればやらなくては、そんな最初からきっちり決まっているのが予算ではないので、そういった手法は現にとられております。現にこれもちょうと恥ずかしい話なんですけど、議会の中に講師謝礼という項目がございませんでした。私たちは品位品格をつけるために、パワハラ勉強会というのをこの期ではなかったんですけども、行いました。そのときにですね、講師に謝礼を払う報酬費というのが、議会の中で無いって言うんですね。議会って、いろんな人を招いて勉強しなくちゃいけないんですよ。そういうことも、本当に恥ずかしいですけども、やってなくて、それでパワハラの勉強をね、まあそれは条件だったんです。やはり、そういうことを今後ね、改めていくために学習しましょうということで、その時の報酬費は組まれていなかったんです。でも、別のものを流用して講師の方にお支払いして、確か、その時はどこか企画課かどこかから出してもらった、職員も一緒に受けていただきましたので、そんなことをしました。そのように必要とあれば、確かに予算にはなかったけれども、これはやっていかなきゃいけないのが、流用です。と私は思っています。ので、それでこういったことはできないとするのはいかがかなと感じています。

実際にありましたので。そして、あと先ほども申し上げましたが一般質問も調査研究もしている。そして申し上げにくいんですけども、という文書を私は前回の議員会の中でお配りしました。もし、その時、本当に不快だと思

われたんでしたら、その時おっしゃっていただきたいと思います。私は今、そのことについてここで謝罪するとかいうことはいたしません。その時におっしゃっていただけないような信頼関係がなかったということで、そういう意味では、反省をいたします。この基本条例について少し触れさせていただきたいんですけども、

○ 議 長 (討論は簡潔に)

○ 1 番 わかりました。先ほどですね基本条例があつてというふうに藤井議員が言つてらっしゃったので、少しそれを触れさせていただきたいんですね。反対討論で、基本条例2条意思決定にあたってはなんとらんたら、13条議員間討論による合意形成を、これは尽くして務めました。あえて言うならば、庁舎建設委員会で、たった2回のことで形成を努められたのかということも疑問に感じております。そして本会議、ギリギリで内容を変化したという点ですが、発議というものですので、これは委員会での発委ないということも何回もお伝えしています。ちょっと人の話を理解をさせていただきたいと思います。たしかに基本条例については、発委でなかったという点については事務局と相談いたしました。これを発委、みんなの賛成を得ているので、発委ですよ。ですが、発議でいきます、というふうになったのでそうしてありますが、この政務活動費については、発議ですので活性化委員会の中では全員でこれを出すというふうには至らなかったということを6月11日に確認しておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。賛成討論で反対の方のお気持ちを覆すことは、私の力足らずでできないかもしれませんが、この活動費、地方分権の時代に遅れをとっている町村議会にとりましては、いち早く作るべきものであること、町民のアンケートの結果から、賛成を作っていること、そして処遇改善、待遇改善に、若手の議員育成のためにも、これはなるべく早く作っていただけますよう、それこそ9月の定例会では作るようにどうしたらいいのかちょっとわかりませんが、もし今回反対でありましたらしたら、そのように作っていくように努力する所存でございます。ぜひとも各位のご賛同いただけますよう、心よりお願い申し上げます。

○ 議 長 他に賛成討論はありますか。はい、2番、佐伯好典。

(2番 佐伯好典君 登壇)

○ 2 番 政務活動費交付条例に賛成の立場で討論をいたします。

その前にですね、何か7番議員さんから出席に関しての、前日も議員の資質に関わるというお話がありましたので、謝罪と意見を述べさせていただきます。確かに私は7回目の活性化委員会を欠席いたしました。理由も7番議

員さんのおっしゃるとおり自分の仕事です。その点については、本当に申し訳なく思っていますし、議員必携の中にある「委員会の開催は委員長に権限がある」との記述を欠席の理由にしてしまいまして、よく確認せず、委員長へ伝えれば良いものと勘違いをして委員長をもって欠席を許していただきました。その経緯に関しては、自分の自己の確認不足と皆様方に本当にご迷惑おかけしたと思い、この場でお詫びをさせていただきます。ただ、弁解をさせていただきたいと思います。私ども40代働き盛り、自分の働き方にもあるんですけども、この欠席した7回目の活性化委員会が決まったのはですね、その前の6回目の会議でした。終了4時半を過ぎていたと思います。月曜日の4時半を過ぎて、次の金曜日、その週の金曜日に7回目が決まったんです。僕の仕事はですねフリーランスのカメラマンなんですね。その日は撮影が入っております、ちょうどコロナが落ち着きを見せ始め、ちょうどですね、まん延防止措置が解除されたタイミングということで、どこの店舗さんもですね、気合を入れて夏に向けての食材の仕入れ、撮影に係るスタッフのシフト調整、店舗によってはモデルを用意したりとかですね、こんなことがあります、しかもありがたいことにですね、僕の撮影は、僕の指名が多いんです。僕じゃないと嫌ですよという店舗が非常に多くてですね、その辺非常にありがたく思っているんですけどもその分代わりがないのです。月曜日の夕方連絡しても、その日に編集部連絡して、そこからその各店舗6軒ありましたけれども、その方々に、1ヶ月前にもう撮影入っているんですね。それを了解が得られるか。その部分はですね、フリーランスという立場からして、そのようなことをしたらですね信用に関わるんです。ここでも議論にあったように、議員報酬は非常になかなか生活するのに大変で、僕自身、2人の子育てをしつつということで、一生懸命働く日は働かないとなかなか生きていくのも大変という、当然研修に行くのも大変でありまして、今回こういった形になったわけです。まさに議員の資質以前に人として、社会人として、そこは資質を問われることになると感じました。6回目の会議の時にも、すいませんその日は無理ですというお話を委員長とはして、委員長からその時ちょっと了解を得られたのでその流れで進めてしまいました。そういうこと言うとですね、「それなら議員を辞めろ」とそういう言われるかもしれません。実際、7番議員さんが議長の時ですね、何度か言われたことがあります。覚えているのはですね消防団への行事の出席の際でした。その時僕は議員になりたてで、1年前から決まっていた大きな撮影がありました。総額1千万くらい動く、その候補日に入ってたんですね。あくまで候補日です。当時議長である細江議員に相談に行きました。開口一番「そんな

奴は議員を辞めろ」とおっしゃられました。結果として、その日はあくまでも候補日の1日だったので、ズレて撮影は行けたし、その消防団の行事にも行けたんですけども、びっくりしたのはですね、その僕は「そんな奴は辞めろ」と言われた行事に欠席された議員がみえたんですね。その方は果たして同じことを言われたのでしょうか。僕は言われていないと思います。やはり議長という公平な中立な立場でいなければならない人物が、公平中立ではない、こちらの方が、議員倫理に反して資質を問われるべきだと私は考えます。資質に関して触れられましたので、資質に関しては以上。

続きまして、政務活動費の交付に賛成の立場の討論を行います。善は急げという言葉があります。結果として、議会活性化特別委員会とともに議論が開始され、3ヶ月という期間でのこの条例案に時期尚早と印象を持たれたかもしれません。しかし、この活性化委員会は、3ヶ月で7回開催され議論は十分になされたと認識しています。それについては、政務活動費という制度自体に対しては、8人の議員が賛成されていることも伺えるのではないのでしょうか。またこの条例案は、去年の議会からの町民アンケートの中で、自由記述の中で、多く寄せられた議員の資質向上の要望に応えるため出されたものです。現在の白川町議会では、研修は年間1人1回までとの暗黙の了解のようなものがあり、自己の研鑽が責務の一つであるにも関わらず、それもままならないのが現状です。このコロナ禍、そしてアフターコロナに対し、スピード感をもった対策が必要であり、変わりゆく世の中において、常に研修等により自己の研鑽をもって町民全体の利益とする、それこそが町民の願いである、議員の資質向上、この条例の狙いだと考えています。議論の中で、政務活動費ではなく報酬の増額などの提案もありましたが、報酬の増額はあくまでも待遇の改善であり、直接的な資質向上にはつながりません。純粋な資質向上を目指すのであれば、この政務活動費が最も適していると考え、この条例案の賛成討論とします。

○ 議長 他に賛成討論はありませんか。はい、3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君 登壇)

○ 3番 私は賛成の立場で討論いたします。

決して1人として楽に議員となり、楽に活動している者はいない。政務活動費の悪用の反省を踏まえても、これまで素晴らしい学びと経験に変えている政治家も多くいることをお伝えする。今回、町内外から特に議員から多くの反響が寄せられた。これは白川町議会だけの課題ではないことを示した。反面、ここまで来るのに数々の反省点がありその点をお詫び申し上げます。町村議会の処遇の低さは、町村議会そのものが招いてきた。報酬の低さは、

私のもう一つの福祉の現場でも起きている。その処遇から志のある者が辞めていくのを何度も目の当たりにしてきた。議員に至っても、心身を疲弊し死んでいった者もいる。コロナの時代、ニューノーマルな時代。いろいろな活動の多様性を認めていくこと。この変化に応じていくことが大切である。今回、二元代表制のもと、ともに町政を担う者として町長、並びに副町長、そして課長各位からご理解を得られたことは大きな力となった。町長が今回再議を出されたのは、町長を支える有力な人の声を聞いたからだと推察し、それを私は慮る。今後も地方議員の役割、なり手不足、処遇改善を求めていく姿勢に変わりはない。反対討論で、定数削減条例について3月に緊急動議で出された。先ほど反対討論された藤井さんもその中にいた。それであるならば、今後はそのような定数削減の条例を動議に出されるなど安易な活動は行われず、議員間討議がなされるということを期待している。

最後に、11期この時代を超えて務められた安江議員が、この条例に賛同をともに声を上げていただいたことに、この上もない喜びでございます。感謝申し上げます、賛成討論といたします。

○ 議 長 他に賛成討論はありませんか。これで討論を終わります。

これより、再議第1号「発議第3号白川町議会政務活動費の交付に関する条例の議決の再議の件について」を採決します。

この採決は、特別多数議決によって行うものとし、議長においても表決権を有しておりますのでご承知おきください。採決は起立によって行います。

この場合、先の議決通りに決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は9名であり、その3分の2以上は6名以上ということです。

発議第3号白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者及び議長 5名起立)

ただいまの起立は5名であり、3分の2に達しておりません。したがって発議第3号白川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定は、先の議決のとおり決定することは否決されましたので、廃案となります。

○ 議 長 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、令和3年白川町議会第1回臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労様でした。

(午後3時06分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員